

足立区読書活動推進計画



楽^{しさに}
気^{づき}深^め広^げ
心豊かに生^{きる}



令和6年
↓
令和8年

改定版

令和6年3月

はじめに

足立区では、人生100年時代を見据え、文化・読書・スポーツの3分野の連携を意識することでそれぞれの計画の実効性を高めるため、令和2年3月に3つの計画を一体的に策定し、「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を共通理念として各施策に取り組んでまいりました。

計画策定から4年が経過した今回の中間見直しにあたっては、「アフターコロナへの対応」「共生社会に対する意識・理解の変化」「デジタル技術の進展」を3分野共通の課題と捉えました。

そして、これらの課題を解決し、共通理念を早期に実現するため、現行の施策体系を維持しつつも、施策ごとに設定する成果指標・活動指標を修正することで、取り組みと目指す成果とのつながりをわかりやすく再構成しました。

進捗の管理にあたっては、組織横断的視点で各種事業の実施状況を点検すると共に、専門家を含めた審議会の皆様からのご助言をいただきながら、着実な事業展開を図ってまいります。

文化・読書・スポーツ分野に親しむことで、区民一人ひとりが生きがいや潤いのある人生を過ごせる「楽しさと出会えるまち」を目指し、区政の基本理念である協働・協創を一層進めながら、区民の皆様と力を合わせて全力で取り組んでまいります。

令和6年3月

足立区長 近藤 やよい

目 次

第1章 計画改定の考え方	1
1 計画改定の考え方	1
2 計画のあらまし	4
第2章 共通理念	6
1 人生100年時代を生き抜くために	6
2 文化・読書・スポーツの可能性	7
第3章 計画の考え方	9
1 本計画における読書の定義	9
2 計画の目指す将来の姿	9
3 計画の位置づけと計画期間	9
4 計画推進のための体制	11
第4章 現状と課題	14
1 計画策定後の変化	14
2 施策目標の達成状況	20
3 課題	23
第5章 施策展開	28
1 課題と施策・事業	28
2 施策体系	30
3 重点項目	32
4 施策と事業	34
第6章 資料編	76
1 関連する国等の動向	76
2 関連条例等	79
3 区立図書館及び図書受渡窓口	84
4 計画改定の経緯	85
5 計画改定に向けての調査事項	90

第1章 計画改定の考え方

1 計画改定の考え方

区は、人生100年時代を念頭に、令和2年3月に文化・読書・スポーツ3分野の計画を一体的に策定しました。各々の計画が相互の関連を意識しつつ施策を組み立てていく上で、その統一した方向性として、「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を共通理念としました。

3分野の計画はそれぞれ独立して策定しつつも、この共通理念を踏まえ、分野間の連携を強化し推進してきましたが、その中で3分野共通の課題が見えてきました。

計画期間の後半となる令和6年度から8年度に向けて、これらの課題を解決し共通理念を早期に実現するため、次のとおり計画の改定を行います。

(1) 3分野共通の課題及び今後の方向性

ア アフターコロナへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発令や全国一斉の学校休校要請など、区民生活は大きな影響を受けました。このため、各種事業やイベントの自粛・延期・中止、区施設の利用制限など、文化・読書・スポーツ分野に親しむ場や機会が激減しました。

令和5年5月に感染症法上の分類の見直し（いわゆる「5類化」）が行われたとはいえ、区民の3分野に関する行動意識がすぐにはコロナ前の水準に戻らないことも懸念されます。区民が3分野に親しむ場や機会を再開していくとともに、オンラインの活用など様々な創意工夫を凝らしながら、アフターコロナの時代に即した取り組みを進めていきます。

イ 共生社会に対する意識・理解の変化

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として共生社会に対する意識・理解が変化しつつあります。区としても、オランダ連携事業によるレガシーとして、地域スポーツミーティングやあだちスポーツコンシェルジュ、スペシャルライフコートの活用などの取り組みが始まりました。引き続き、これらのレガシーを活用して障がい者スポーツの裾野を広げる支援を行うとともに、文化芸術、読書分野においても、年齢や障がい、言語などにかかわらず誰もが文化芸術や読書に親しむための取り組みが求められています。

個人や団体など利用者側のニーズの把握や既存サービスの周知などを行いながら、誰もが文化・読書・スポーツ分野を身近に親しめる共生社会の実現に取り組んでいきます。

ウ デジタル技術の進展（ICTの進歩）

現在、AI（人工知能）、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）などの技術開発が急速に進展しており、サービス向上に向けて文化・読書・スポーツの各分

1 計画改定の考え方

野でも活用が期待されています。既に区でも文化遺産の電子展覧会や、電子書籍貸出サービス（あだち電子図書館）、みるスポーツの充実のためのデジタル配信などの取り組みが始まっていますが、区のDX化の方向性や技術の進展に合わせてながら、更なる利活用の拡大に向けた取り組みを行う必要があります。

区民がいつでもどこでもデジタル技術を活用して気軽に3分野を楽しめるよう、利用に関する周知啓発や既存事業との連携、コンテンツの拡大などに取り組んでいきます。

（２）主な改定点

ア 現行の施策体系は維持しつつも、「アフターコロナへの対応」「共生社会に対する意識・理解の変化」「デジタル技術の進展」の3分野共通の課題解決に向けた取り組みを関連施策に盛り込みました。

イ 施策ごとに設定する成果指標・活動指標を、次のとおり修正しました。

（ア）概ね目標値を達成したものは、より高い目標値を設定

（イ）事業の開始・廃止に伴い、指標を追加・削除

ウ 「アフターコロナへの対応」「共生社会に対する意識・理解の変化」「デジタル技術の進展」の3分野共通の課題を踏まえ、各分野において特に重点的に取り組むべき「重点項目」を追加しました。

【重点項目】

- | | | | |
|--------|--|----|------|
| 《文化》 | ① 文化芸術鑑賞の裾野を広げる | 新規 | 強化項目 |
| | ② 文化資源※ ¹ の次世代への継承 | 新規 | |
| | ③ 効果的情報発信の強化 | | |
| | ④ 文化芸術の輪を広げるプラットフォームの形成 | | |
| 《読書》 | ① 子どもとその保護者が身近な場所で本に親しめる機会の提供 | | 強化項目 |
| | ② アフターコロナやデジタル化の進展などに対応した読書支援活動 | 新規 | |
| | ③ 多様な連携による読書活動の推進（図書館を利用しない人、読書に関心がない人にも届く効果的なアプローチ） | | |
| 《スポーツ》 | ① 運動・スポーツが身近なものであると実感できる取り組み | | |
| | ② 身近な場所で運動・スポーツを楽しめる取り組み（場の拡大） | | |
| | ③ 「スポーツを通じた共生社会の実現」のための取り組み | 新規 | |
| | ④ 「みるスポーツ」の機会拡大のための取り組み | 新規 | 強化項目 |

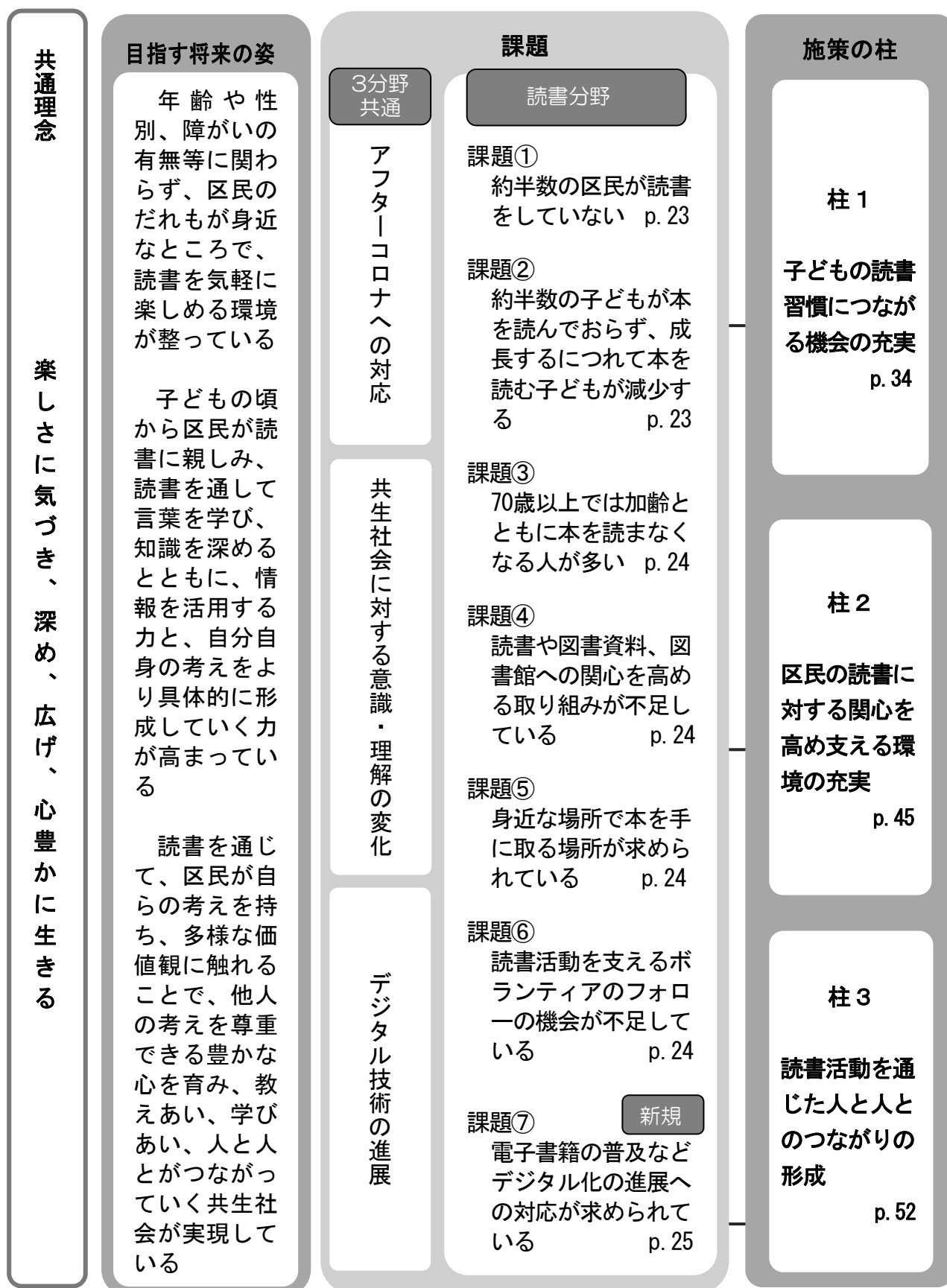
※¹ 有形・無形の文化財や文化遺産、地域で受け継がれてきた伝統行事や伝統芸能。

■図表1 「3分野共通の課題及び今後の方向性」と「主な改定点」

3分野共通の課題及び今後の方向性	主な改定点
課題1 アフターコロナへの対応 ① 各種事業やイベントの自粛・延期・中止 ② 施設の利用制限 ③ 基本的な感染対策 など 《今後の方向性》 ① オンラインの活用 など	主な改定点1 社会情勢の変化への対応 ① アフターコロナの時代に即した対応 ② 共生社会の実現 ③ デジタル技術の活用 ⇒P28参照 課題と施策・事業
課題2 共生社会に対する意識・理解の変化 ① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたオランダ連携のレガシー ② 年齢や障がい、言語などにかかわらず誰もが文化や読書に親しむための取り組み 《今後の方向性》 ① 利用者のニーズの把握 ② 既存サービスの周知 など	主な改定点2 指標の見直し ① より高い目標値の設定 ② 指標の追加・削除 ⇒P21参照 各施策の目標達成状況
課題3 デジタル技術の進展 ① ICT技術の進歩 ② 文化遺産の電子展覧会、電子書籍貸出サービス、みるスポーツのデジタル配信など 《今後の方向性》 ① 周知啓発 ② 既存事業との連携 ③ コンテンツの拡大 など	主な改定点3 重点項目の追加 《文化》 文化芸術鑑賞の裾野を広げる 文化資源の次世代への継承 《読書》 アフターコロナやデジタル化の進展などの変化に対応した読書支援活動 《スポーツ》 「スポーツを通じた共生社会実現」のための取り組み 「みるスポーツ」の機会拡大のための取り組み ⇒P32参照 重点項目

これらの課題、方向性を踏まえ改定内容を検討する

2 計画のあらまし



強化項目	施策	重点①	主な事業
	施策 1-1 【←課題②】 乳幼児が本に親しむ機会の充実 p. 34		①「あだちはじめてえほん」事業の実施 ②幼稚園、保育園、こども園における読み語りの推進 ③出産前・乳児期からの読み語りの推進【新規】
	施策 1-2 【←課題②】 子どもの読書習慣が身に付く活動の推進 p. 36		①出張おはなし会の実施 ②「あだち読書通帳」の活用【拡充】
	施策 1-3 【←課題①等】 子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と情報発信 p. 38	重点①	①年齢・成長発達に応じた図書の紹介 ②小学生向け図書情報紙の配布 ③ティーンズ向け図書情報紙の配布 ④インターネットによる子ども・ティーンズ情報の提供
	施策 1-4 【←課題②】 本に親しみ、学ぶための学校図書館の充実と活用 p. 41		①学校司書・学校図書館支援員の配置【拡充】 ②「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加 ③調べ学習用図書資料配送サービスの実施 ④家庭への読書活動の推進
	施策 2-1 【←課題⑦等】 区立図書館資料の充実と活用 p. 45	重点②	①図書資料の充実と選定方針の明確化 ②区立図書館展示コーナーの充実【拡充】 ③電子書籍（「あだち電子図書館」）の充実【新規】
	施策 2-2 【←課題③等】 障がいや言語などにかかわらず読書に親しめる図書資料などの整備 p. 47		①障がい者向け図書資料宅配サービスの拡充【拡充】 ②読書が困難な方向けの様々な図書資料の整備【拡充】
	施策 2-3 【←課題④等】 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実 p. 49	重点②	①誰もが利用しやすい図書館環境の整備【拡充】 ②図書資料返却ボックスの設置・図書受渡窓口の充実【拡充】 ③インターネット環境も活用した図書館情報の発信 ④地域学習センターミニコミ紙の配布 ⑤綾瀬小学校学校図書館地域開放事業【新規】
	施策 3-1 【←課題⑥】 読書活動にかかわる人材の育成と団体の支援 p. 52		①読み語り講座（入門、フォローアップ）の実施 ②団体登録者に対する団体貸出の利用促進【拡充】 ③あだち絵本シアター（子どもへの読み語りと読み語り人材の育成）【拡充】
	施策 3-2 【←課題⑤等】 読書活動推進のための多様な連携と協創の推進 p. 54	重点③	①文化・読書・スポーツ活動協創推進事業「ちよいスポ」「ちよいカル」「ちよい読み」 ②アウトリーチ事業

第2章 共通理念

1 人生100年時代を生き抜くために

英国のリンダ・グラットン教授らによれば「2007年に日本で生まれた子どもの半分は、107年以上生きる」※2とされるなど、日本人の寿命はこれまで以上に延伸することが予想され、国も「人生100年時代構想会議」を立ち上げ準備に入りました。

長くなった一生をできる限り健康で、心豊かに生き抜くことができる地域社会が求められるのは当然のことですが、持続可能な自治体運営の観点からも、その実現は喫緊の課題です。そこで当区では、健康な心と身体を基本としつつ、生きがいや充実感をもって日々を心豊かに生きていくための不可欠な要素として、以下の6点を掲げました。

- 1 自分のやりたいことに取り組もうとする意欲
- 2 何歳になっても知らないことを知り、学ぼうとする態度
- 3 新しいことにチャレンジし、始めようとする好奇心
- 4 異なる考え方や価値観を尊重しようとする姿勢
- 5 まわりの人の役に立とうとする気持ち
- 6 地域とのつながりを持とうという思い

しかしながら、こうした要素を必ずしも皆が生まれながら持ち合わせているわけではありません。日常の生活を通じて各人が育み、磨き上げることも必要となります。そのきっかけとなりうるのが、文化・読書・スポーツの3分野と考え、計画の一体的な策定に着手しました。図書館・体育館等が一体となった複合施設が多数存在する当区にとって、分野横断的な発想は、施設のさらなる有効活用を通じて、施策の一層の充実につながります。

北千住が住みたい街にランクインするなど、徐々に当区のイメージは変わりつつあり、子育て世代を中心に人口も現在、増加傾向にあります。今後はさらに、身近なところで文化・読書・スポーツに親しむ機会を設け、それらを楽しむ区民を増やし、元気でいきいきとした地域社会の実現を目指します。足立区に住んでいれば心身ともに自ずと健康で心豊かに生活できる。だからこそ「住みたい」「住み続けたい」と誰もが思う持続可能な自治体へと、着実に歩みを進めていきます。

※2 リンダ・グラットン／アンドリュー・スコット 『ライフ・シフト 100年時代の人生戦略』、東洋経済新報社、2016、p.1。

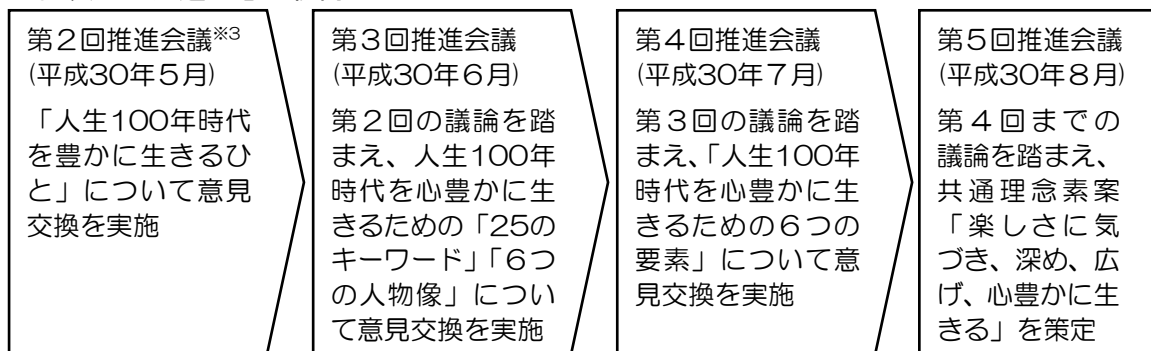
2 文化・読書・スポーツの可能性

(1) 「楽しさ」との出会いが原点

日々の生活では、仕事・子育て・介護等、様々な場面でストレスを感じることも多々ありますが、「楽しい」と思える「何か」を見つけることで、気分を変えたり、困難を乗り越えたりすることができるのではないか？その「何か」に出会える最良のきっかけとなるよう、文化・読書・スポーツの計画策定にあたり、**「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」**を共通理念に掲げ、相互の関連を意識しつつ施策を組み立てました。

「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」

■図表2 共通理念の検討プロセス



(2) 共通理念は心豊かに生きるためのキーワード

理念にこめた心豊かに生きるためのキーワードは次の3つです。

- 1 楽しさに気づく
- 2 楽しさを深める
- 3 楽しさを広げる

「楽しさに気づく」が全ての始まりです。文化・読書・スポーツに親しむきっかけは、それぞれの体験を通じて味わう喜びや感動、楽しいと思う感情だからです。

その感情が徐々に高まってくると、次にそこから一歩踏み出して、文化・読書・スポーツ活動に自ら主体的にかかわろうとする思いが生まれます。感情が深まることで能動的な活動につながります。

そして、より積極的な活動を通じて多くの人々と楽しさを共有し、楽しさの輪が「広がる」ことで、さらに各人に新たな気づきが生まれます。

本計画の策定を通じ、そのようなスパイラルを地域に巻き起こせるような施策展開を目指します。

※³ 足立区における文化、読書及びスポーツ活動を推進するため、足立区長の附属機関として設置された「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議」の略称。学識経験者、区議会議員、関係団体の構成員、区民、区職員の24名から成る。

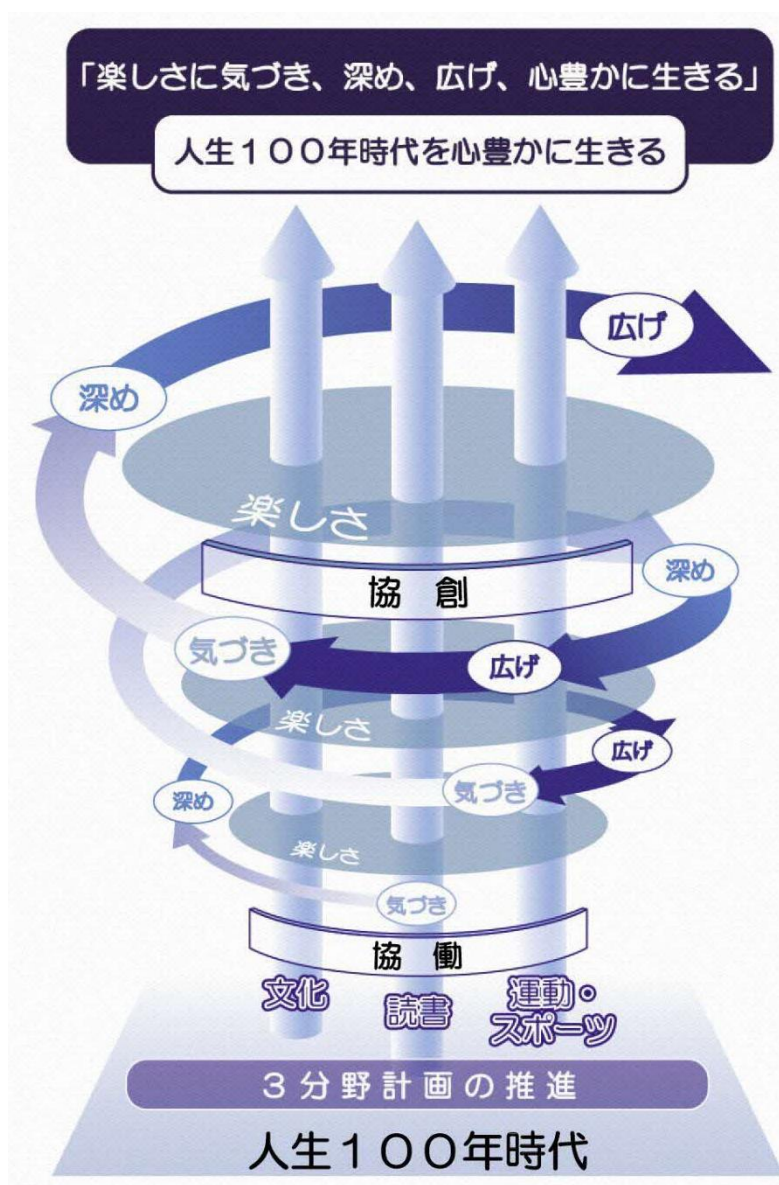
2 文化・読書・スポーツの可能性

(3) 協働・協創^{※4}による文化・読書・スポーツの推進

文化・読書・スポーツの3分野を通じて区民一人ひとりの心豊かな生活を実現するためには、単に区のみが主体的に行動するばかりでなく、学校や関係団体、事業者などが当事者意識を持って、様々な形で連携していくことが不可欠です。

区は多様な主体による活動の状況を把握しつつ、各活動をゆるやかにつなぐコーディネーター等の役割も担うことで、協働・協創による文化・読書・スポーツ施策の推進を図っていきます。

■図表3 共通理念のイメージ



^{※4} 協働・協創：協働は、地域課題の解決に向けて、主に行政が目的や手段を設定し、行政からの呼びかけや依頼に応じて、区民が参加・活動する仕組み。一方の協創は、協働では行き届かなかった地域課題の解決や新たな魅力の創出に区民が取り組んでいく仕組みであり、足立区は、多様な主体が自発的に行動しゆるやかにつながるよう、活動を妨げない範囲で活動状況を把握し、必要に応じて支援などを行う。

第3章 計画の考え方

1 本計画における読書の定義

本計画では、電子書籍やインターネット上に公開されている小説や読み物などのほか、教科書に掲載された小説や読み物、新聞、雑誌、そしてマンガを読むことも含めて、読書と定義します。

また、読書活動とは、上記の読書に加え、辞書や事典、インターネットを用いた情報検索・収集、学習と普及発なども含む広がりを含みます。

2 計画の目指す将来の姿

共通理念を踏まえ、読書分野において目指すべき姿を次のように定めます。

- ① 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、区民のだれもが身近なところで、読書を気軽に楽しめる環境が整っている
- ② 子どもの頃から区民が読書に親しみ、読書を通して言葉を学び、知識を深めるとともに、情報を活用する力と、自分自身の考えをより具体的に形成していく力が高まっている
- ③ 読書を通じて、区民が自らの考えを持ち、多様な価値観に触れることで、他人の考えを尊重できる豊かな心を育み、教えあい、学びあい、人と人がつながっていく共生社会が実現している

3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

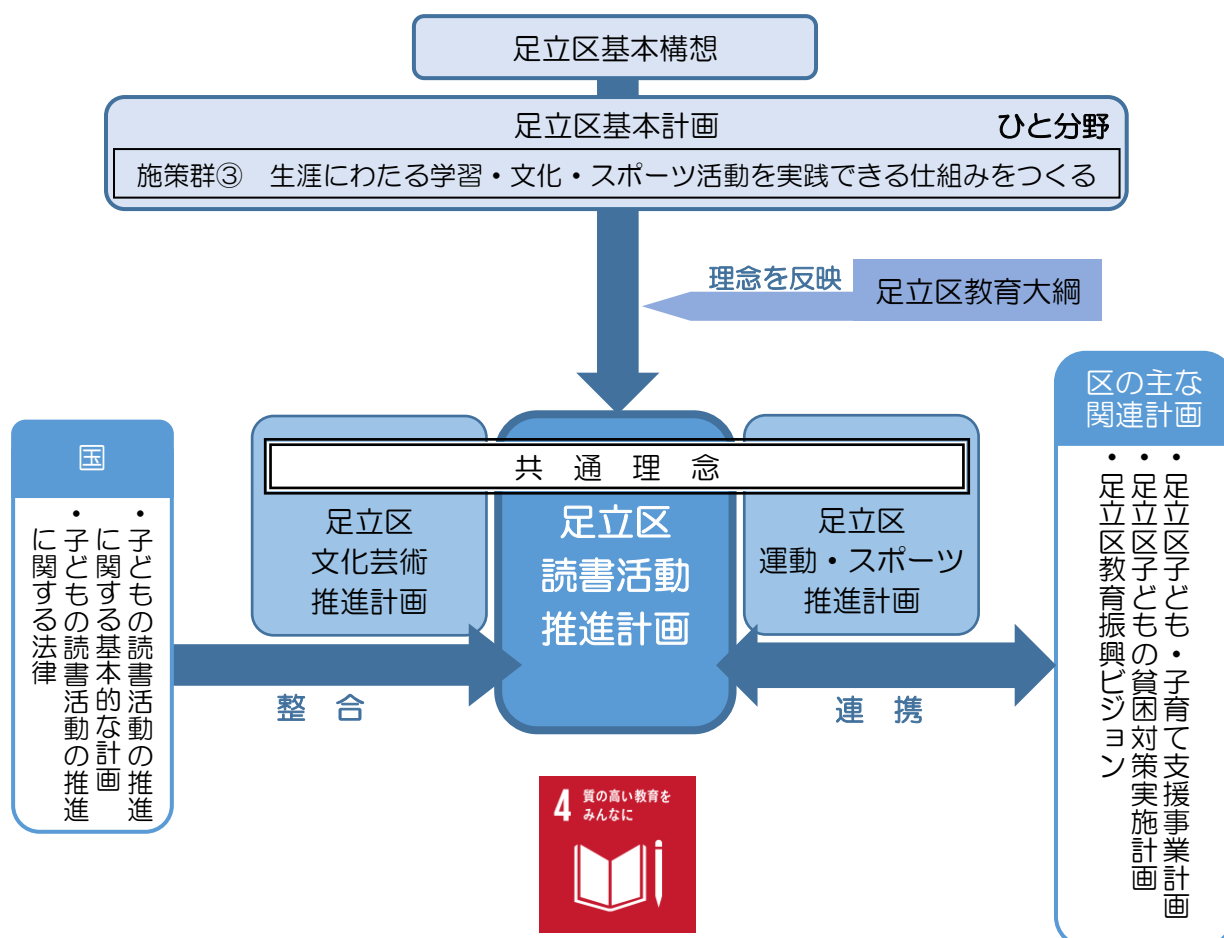
「足立区図書館計画」と「第二次足立区子ども読書活動推進計画」の進捗を一括して管理するため、2つの計画を一本化して「足立区読書活動推進計画」としました。この計画に基づき、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区文化芸術推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的な取り組みを行っていきます。

また、子どもの読書活動推進に関しては、区では「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「足立区教育振興ビジョン」ならびに「足立区子ども・子育て支援事業計画」と連携を図って取り組んでいきます。

「足立区読書活動推進計画」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」の達成に寄与していきます。

3 計画の位置づけと計画期間

■図表4 計画の位置づけ



(2) 計画期間

本計画は令和2年度から令和8年度の7年間を計画期間として、区民の読書活動の推進に取り組んでいきます。計画期間の後半を迎える令和5年度の改定を踏まえ、令和6年度から令和8年度までは改定後の計画に基づき実施します。

■図表5 計画期間

年度	2	3	4	5	6	7	8	9
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定	←	←	←	←	←	←	←	←
足立区基本計画	←	←	←	←	←	←	←	←
足立区読書活動推進計画	←	←	←	←	←	←	←	←
足立区文化芸術推進計画	←	←	←	←	←	←	←	←
足立区運動・スポーツ推進計画	←	←	←	←	←	←	←	←

4 計画推進のための体制

(1) 推進主体と役割

計画の推進にあたっては、ライフステージごとの読書活動とのかかわりを踏まえつつ、区立図書館を中心として、学校・学校図書館、就学前施設、家庭、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取り組みを進めていく必要があります。各主体の役割の考え方は以下のとおりです。

区・区立図書館

- ① 区立図書館は、だれもが本や情報にアクセスできる場として、あらゆる区民の読書活動を支えます。また、読書に対する楽しさを広め、関心を高める情報発信にも努めます。
- ② 乳幼児期からの読書習慣の定着に取り組むとともに、保護者に対して読み語りなどを通じた愛着形成の重要性と、保護者自身の読書習慣が子どもの読書習慣に影響を与えることを周知していきます。
- ③ 子どもや中高生が安心して本を読み、本を活用した学習をする場を提供します。
- ④ 学校及び学校図書館と連携して読書活動や学習活動の支援と情報提供を行います。
- ⑤ 読書活動にかかわる区民と団体をつなぎ、情報や知識の共有、相互の連携した活動が行えるような支援や機会づくりについて検討します。

学校・学校図書館

- ① 児童・生徒が読書に親しみ、生活に必要な言葉を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養います。
- ② 言語活動の充実や学校図書館の計画的な利活用による児童・生徒の読書活動の充実を通して、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の育成・向上を図ります。
- ③ 児童・生徒が読書習慣を身に付け、自主的・自発的に読書を楽しみ、その幅を広げていけるよう、適切な支援とそのための環境を整備します。
- ④ 学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての三つの機能を利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの多様な学習・指導を通じて児童・生徒の情報活用能力、問題解決能力等を育みます。

4 計画推進のための体制

幼稚園・保育園・こども園

- ① 幼児が絵本や物語等に親しみ、読書の楽しさ、想像・表現する面白さを知る機会を提供します。
- ② 保護者に対し、読み語り等の大切さや意義を広く普及・啓発していきます。

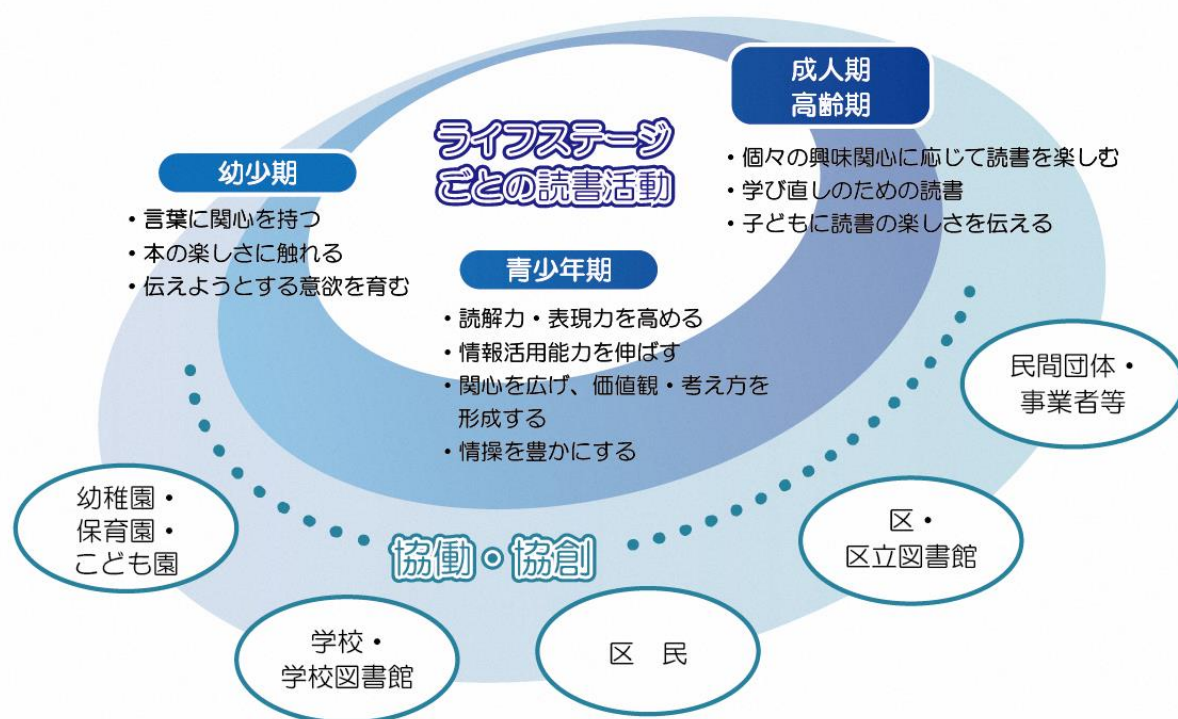
区民

- ① 乳幼児の頃から本に親しみ、生涯にわたって読書を楽しみます。

民間団体・事業者等

- ① 区民の読書活動を支えるため、本に親しみ、読書を楽しむための多様な機会を提供します。
- ② 読書に関する情報や知識を共有し、活動の質をともに高め合うような相互の連携を図ります。

■図表 6 推進主体とライフステージ

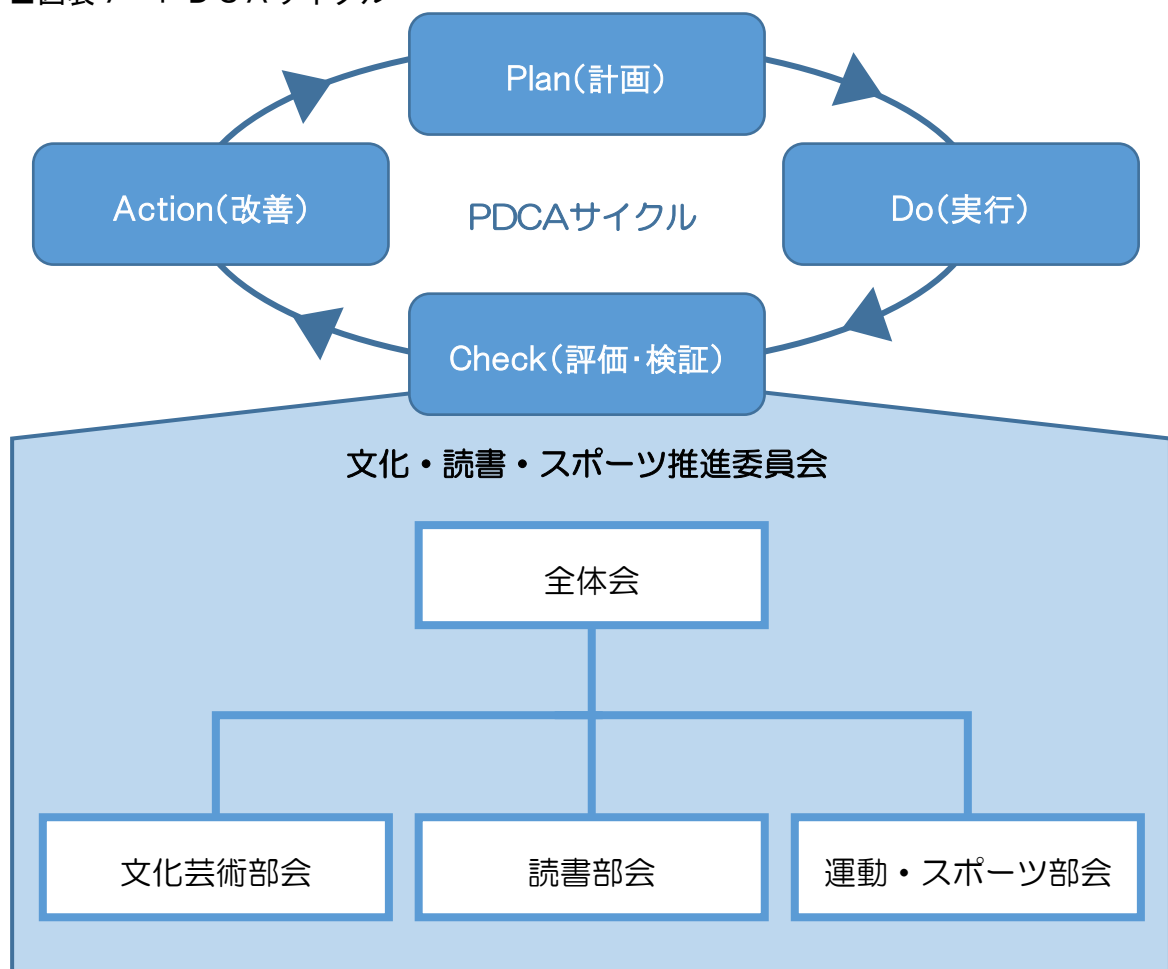


(2) 計画の評価

各施策の着実な推進のためには、進捗状況の評価と必要に応じた施策の改善が必要です。各施策の進行管理については、PDCAサイクル、すなわちPlan（計画）－Do（実行）－Check（評価・検証）－Action（改善）のマネジメントサイクルを用い、毎年度事業のチェックと改善を行って、着実な事業展開を図ります。

そのため、「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」を一体的に管理・評価する組織として「文化・読書・スポーツ推進委員会」を設置し、全体会及び分野別の専門部会を活用しながら、数値目標や事業の取り組み実績に基づき、本計画の推進と進行管理の徹底を図ります。

■図表7 PDCAサイクル



第4章 現状と課題

1 計画策定後の変化

新型コロナウイルスの感染は、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大しました。感染拡大を防ぐため、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が行われるなど、人の動きを止め、人と人との接触を極力減らす対策が取られたことにより、区民一人ひとりの日常生活も大きな影響を受けました。

一方、人生100年時代の到来や読書バリアフリー法の施行（令和元年6月）などにより、年齢や性別、障がいの有無や言語の違いなどにかかわらず誰もが生涯を通じて、自由に資料を手に取り、知識や情報を得られることが求められています。

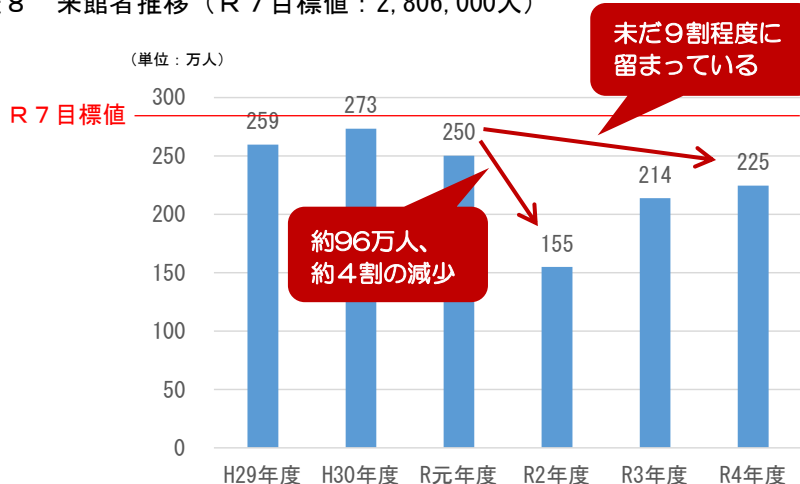
このように社会状況が目まぐるしく変化するなか、足立区では、令和2年度に策定した読書活動推進計画で掲げた目指すべき姿を実現するため、様々な施策や事業を推進してきました。

（1）社会状況の変化と区の取り組み状況

ア コロナ禍の影響とその対応

コロナ禍の影響により、区立図書館は令和2年4月11日から5月27日まで臨時休館したことや、それ以降も閲覧席や滞在時間の制限、イベントの中止や参加人数の制限などを余儀なくされたことにより、令和2年度の入館者数は約155万人と、令和元年度より約95万人、約4割の減少となりました。令和3年度と令和4年度は臨時休館がなく、また、区民の外出自体へのハードルが下がってきたことから、入館者数はそれぞれ約214万人、約225万人と、令和2年度と比較して増に転じましたが、コロナ禍前（令和元年度以前）と比べて、未だ約9割程度に留まっています（図表8参照）。

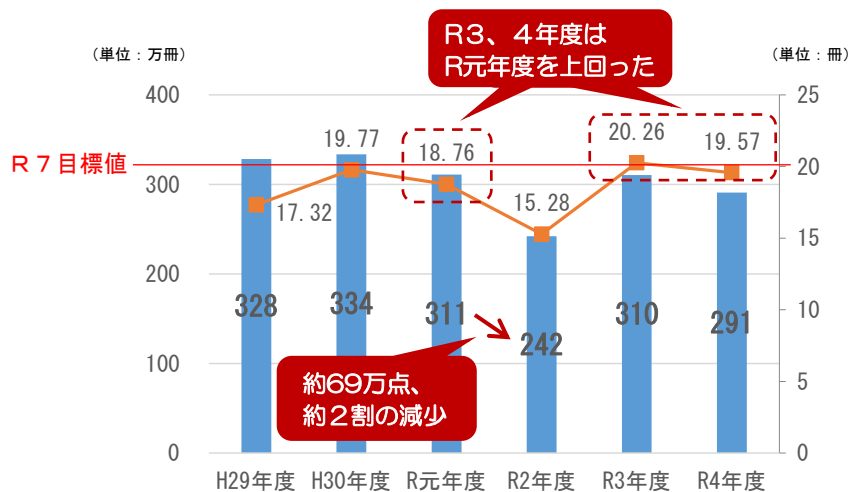
■図表8 来館者推移（R7目標値：2,806,000人）



コロナ禍からの回復傾向は、貸出数にも表れています。令和2年度の貸出点数は約242万点と、令和元年度と比較して約69万点、約2割の減少となりましたが、令和3年度は約310万点、令和4年度は291万点と、コロナ禍前の実績に戻りつつあります。なお、登録者一人あたりの貸出点数はそれぞれ20.26点、19.57点と令和元年度の18.76点を上回りました。インターネット予約件数が年々増加していることから、図書館で本を借り、自宅で読む傾向が強くなったと考えられます（図表9参照）。

■図表9 貸出冊数推移（R7目標値：3,232,000冊）

※ 折れ線グラフは登録者1人あたりの貸出冊数



なお、区立図書館では、コロナ対策を徹底し、区民に安心して図書館を利用いただくために次のような工夫を行い、「読書をしたい」「図書館を利用したい」という利用者の思いに応えてきました。

【読書活動推進事業に関する主な工夫】

- ① 施設利用時の検温（サーモグラフィの設置）、手指消毒
- ② 閲覧席・受付カウンターの飛沫防止対策
- ③ オンラインイベントの実施
- ④ 「あだちはじめてえほん」の郵送サービス

令和5年5月に5類感染症に移行したことで、感染対策は緩和されましたが、基本的な手指消毒や手洗いの励行等を継続して呼びかけながら、区民が安心して読書に親しめるよう努めていきます。

イ 共生社会の実現に向けた取り組み

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として共生社会へ

1 計画策定後の変化

の理解・関心が高まる中、SDGsの理念を踏まえた足立区基本計画のもと障がいや言語などにかかわらず読書に親しむための取り組みを進めています。

このような中、区では令和元年10月に、図書資料の宅配サービスの対象者を、身体障がい者（肢体不自由1・2級）から内部障がい者（3級）、知的障がい者（1・2度）、要介護5の方まで拡大し、対象者は約2,500人から約10,000人へと広がりました。令和3年1月からは、宅配サービスを登録した方にオンライン申請による貸出の申し込みを開始し、サービス利用者の利便性の向上を図っています。

しかしながら、対象を拡大する一方、利用者は令和5年3月末現在で25人に留まっているため、関係団体や障がい者施設への聞き取り調査を実施し、サービスの内容を改善することで、利用者の拡大を図っていきます。

また、引き続き大活字本やデージー（録音）図書、点字図書などの整備を図るとともに、電子書籍や宅配サービスなど図書館に来られない方でも気軽に読書が楽しめる非来館型サービスを充実させていく必要があります。

ウ デジタル技術の進展に対応した取り組み

通信環境の充実やAIの活用などにより、ICT（情報通信技術）は日々進歩しています。また、GIGAスクール構想^{※5}により、児童・生徒1人に1台のタブレット端末が配布され、ICT教育の重要度も高まっています。

このような中、国や東京都では、公立図書館におけるデジタル資料の収集強化やデジタル技術を駆使したサービスの充実に関する方針^{※6}が示されています。区立図書館においても、これら最新の動向を注視するとともに、区のDX化の方向性も反映しながら、単に本を読んだり借りたりする場というだけでなく、図書資料や行政情報、地域情報など様々な情報発信・収集の拠点として、利用者の満足度向上につながる新たな技術の活用を検討していく必要があります。

（ア）あだち電子図書館

本に親しむきっかけづくりを目的として、令和3年7月から電子書籍貸出サービス（あだち電子図書館）の運用を開始しました。導入当初は利用対象

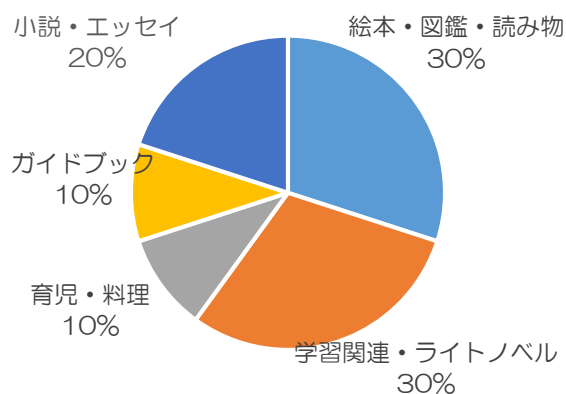
※5 義務教育を受ける児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。

※6 「国立国会図書館ビジョン2021-2025-国立国会図書館デジタルシフト」（2021）、「都立図書館在り方検討委員会 最終報告～AI時代の都立図書館像～」(2021) など

者を「『あだち電子図書館』の利用登録をした方」のみとしていましたが、「あだち電子図書館」と図書館システムの連携に伴い、令和5年10月からは利用対象者を「区立図書館の利用登録がある方」に拡大。これにより、利用対象者が約6千人から約15万8千人へと大幅に増加しました。

導入にあたっては、子どもの読書時間が減少していることから、主なターゲットを「子ども」「子育て世代」に絞りました。その結果、絵本や図鑑の貸出しが伸び、特に電子書籍ならではの「動く絵本」などが貸出回数の多い書籍の上位を占めています（図表10、11参照）。

■図表10 あだち電子図書館蔵書構成
（令和3年度）



■図表11 あだち電子図書館 貸出トップ
（令和3年度）

	書籍名	出版社	貸出回数
1	これだけは知っておきたい言葉づかい	笠間書院	132
2	あなぐまのクリーニング屋さん（うごくえほん）	モーニング	86
3	カット・スケッチの描き方	仮説社	80
4	おおどろぼうごーちゃん（うごくえほん）	モーニング	65
5	うえへまいりまあず（うごくえほん）	モーニング	64

（イ）図書館システムのリニューアル

令和4年1月に図書館システムをリニューアルし、主に次の4つの機能により、利用者の利便性の向上を図りました。

- ① 区立図書館全館（15館）には自動貸出機と自動返却機を、中央図書館には予約資料受け取りコーナーを設置し、貸出カウンターまで行かずに、利用者自身が機械を操作して貸出や返却の手続きができるようになりました。
- ② 資料持出防止ゲートを図書館エリアから施設入口に移設したことで、貸出手続をせずに資料を持ち出せるエリアが拡大し（中央、梅田、竹の塚を除く）、複合施設内の図書館以外の場所でも読書や展示が可能になりました。各図書館では体育館の前やフリースペースを活用した展示を行い、区民が身近に本を手にとれる環境づくりに努めています。
- ③ インターネット上の蔵書検索・予約システムに「未所蔵資料の購入要望（リクエスト）」を追加しました。これにより、図書館に来館せず

1 計画策定後の変化

にリクエストの手続きができるようになり、令和4年の1年間で約2,900件のリクエストが出され、約1,900冊の資料を購入しました。

- ④ 過去に借りた資料の情報をWeb上のマイページで閲覧できる機能を追加しました。もう一度読みたい本や読んだ本のシリーズ本を探しやすくなり、令和5年3月末現在、約3,200人が利用しています。

エ 西新井・梅島エリアデザイン計画と梅田図書館の移転

(ア) 西新井・梅島エリアデザイン計画について

西新井・梅島エリアでは西新井駅西口周辺の再整備の動向と都営梅田八丁目アパート建替えに伴う用地創出などの変化の機会を捉え、令和2年3月に「西新井・梅島エリアデザイン計画」を策定しました。同計画では、当該創出用地に梅田図書館を移転し、新たなコンセプトを持つ図書館とするとともに、老朽化した「子育てサロン関原」「NPO活動支援センター」を集約して「梅田八丁目複合施設」として整備し、地域住民の利便性の向上を図ることを、「西新井駅西口交通広場の整備」「災害に強いまちづくり」などとともに優先事業の一つとして位置づけました。

(イ) 新たな梅田図書館について

新たな図書館、子育てサロン、NPO活動支援センターの各機能の充実と相互の連携を図るとともに、複合施設の目指す姿を明らかにするため、令和4年3月に「梅田八丁目複合施設基本構想・基本計画」（以下、「基本構想・基本計画」という。）を策定しました。この基本構想・基本計画の中で、新たな梅田図書館の基本的な考え方について、次のとおり定めました。

- ① 子どもとその保護者等の大人のための図書館
- ② 誰もが気軽に使える図書館
- ③ 文化・読書・スポーツをはじめ様々な分野との連携を図る図書館
- ④ ICTを活用した図書館

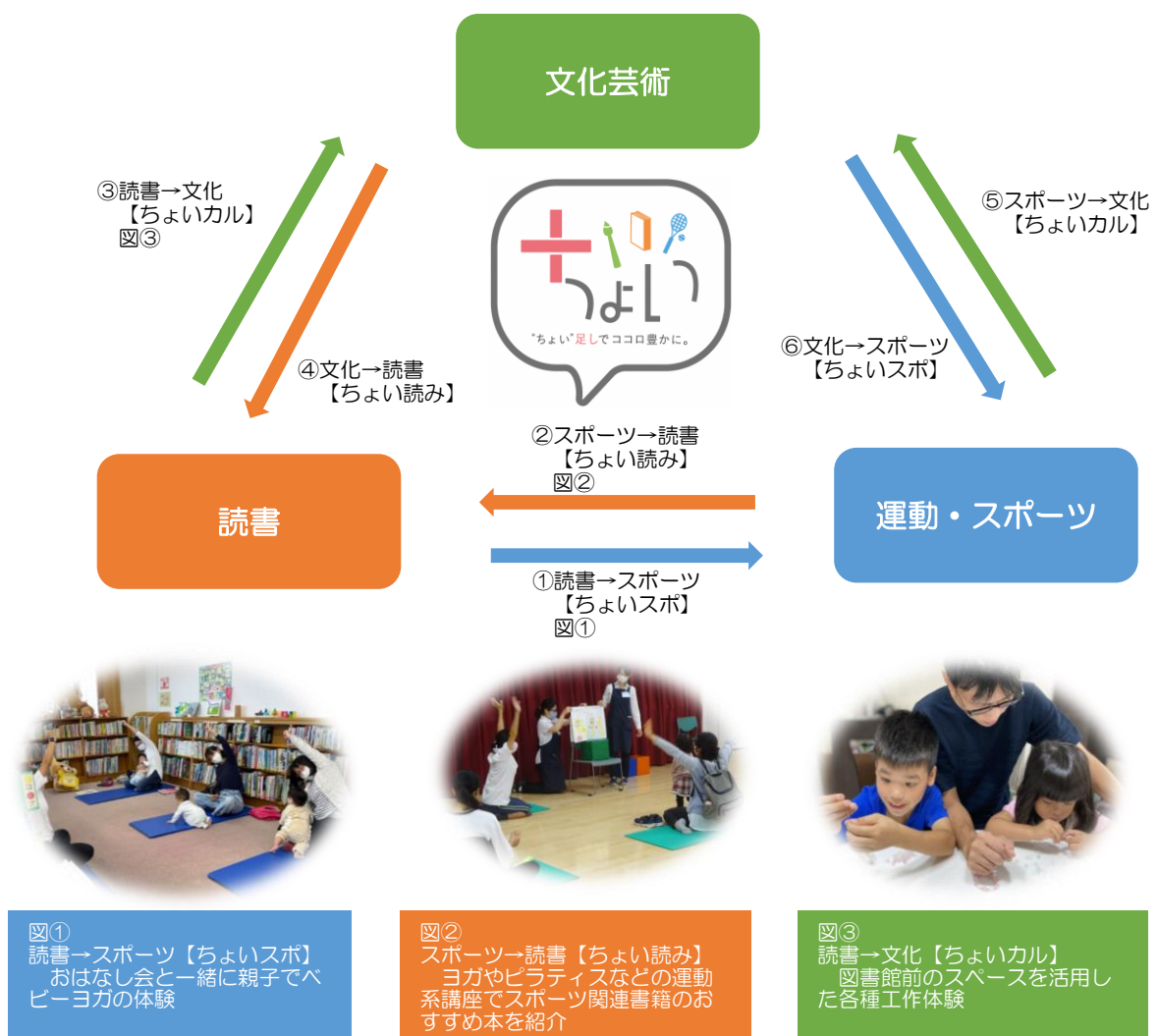
(2) 分野連携の取り組み

平成30年度に「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」を実施し、文化・読書・スポーツ分野に関する関心と行動の度合いの関連性を確認しました。

その結果、「読書をしている層は、文化やスポーツに関しても一定の興味・関心があり、きっかけがあれば文化・スポーツ分野の行動に移る可能性がある」ことが明らかになり、令和元年度から、図書館利用者に親子で楽しめるヨガ（図①）や工作体験（図③）などを「ちょっと」楽しんでもらう取り組みを開始しました。

現在、場所や内容を拡大し地域学習センター等の区内15か所をフィールドに「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」の愛称にて、従来型の分野別のアプローチだけでなく、「読書からスポーツ」「読書から文化」「スポーツから読書」など、それぞれの施設利用者が異なる分野へと関心・行動を広げる働きかけに取り組んでいます（図表12参照）。

■図表12 3分野連携事業「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」実施イメージ



2 施策目標の達成状況

(1) 主要な成果指標

ア 読書に関心のある区民の割合（16歳以上）

平成30年度の55.2%から、令和3年度には53.2%とほぼ横ばいの状況です。

イ 1か月に本を読んだ区民の割合

平成30年度の54.3%から、令和3年度には52.9%とほぼ横ばいの状況です。

読書に関心のある区民の割合と1か月に本を読んだ区民の割合がほぼ変わらないことから、読書に関心を持った区民は、実際の行動につながりやすいと考えられます。

引き続き、区民が読書に関心を持ち、気軽に本を読む楽しさに「気づく」機会を充実させていくことで、「1か月に本を読んだ区民の割合」が60.0%に達することを目指していきます。

関心

読書に関心のある
区民の割合（16歳以上）

前回（H30）

55.2%

ほぼ横ばい

現状（R3）

53.2%

行動

1か月に本を読んだ
区民の割合

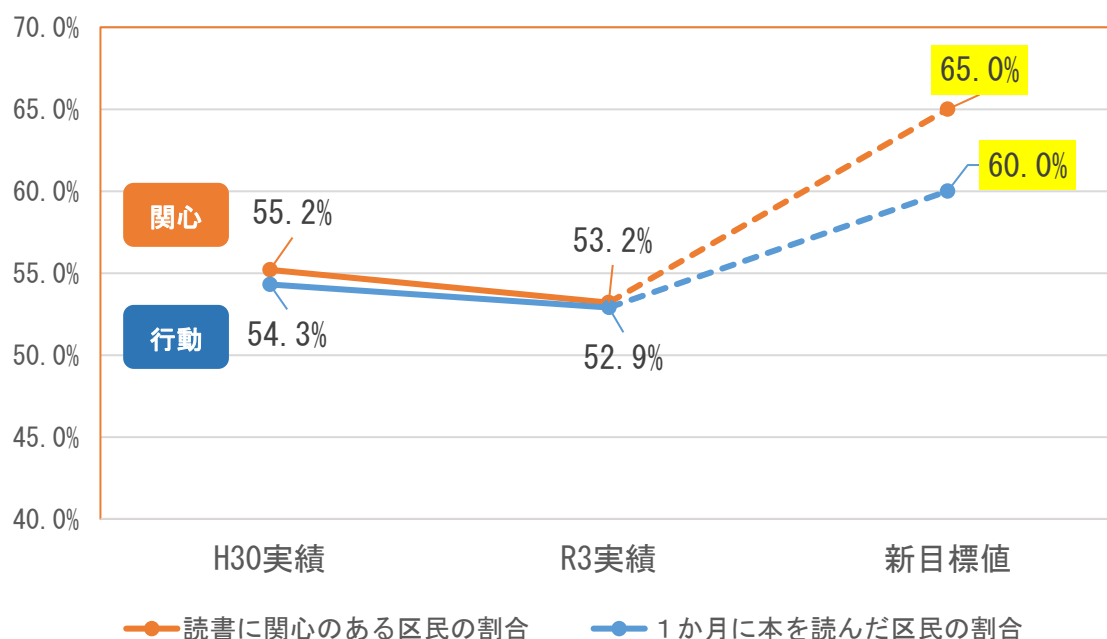
前回（H30）

54.3%

現状（R3）

52.9%

読書に関心のある区民の割合（16歳以上） および
1か月に本を読んだ区民の割合



2 施策目標の達成状況

(2) 各施策の目標達成状況

前項で挙げた取り組み等の結果、各施策における成果指標の令和3年度の達成率は下表のとおりとなりました。

No.	指標名	H30 策定時		R3 現状値	R8 目標値	R3/R8 達成率	新 R8 目標値 ^(注1)
柱1 子どもの読書習慣につながる機会の充実						詳細p34参照	
施策1-1 乳幼児が本に親しむ機会の充実							
1	親子で一緒に本を読んでいる割合	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	↗	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%	3歳児 94.3% 4・5歳児 99.5%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
2	1か月間に本を読んだ就学前児童の割合	83.9%	↘	77.2%	88.0%	87.7%	88.0%
施策1-2 子どもの読書習慣が身に付く活動の推進							
3	1か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合【低減目標】	小学5年生 23.7% 中学2年生 39.5%	→	小学5年生 24.2% 中学2年生 38.7%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%	小学5年生 95.0% 中学2年生 100.8%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%
4	小中学生に占める登録者割合	—		—	小学生 45.8% 中学生 80.9%	—	小学生 50.0% 中学生 85.0%
5	児童書の貸出冊数	1,187,936冊	↗	1,227,774冊	1,280,000冊	95.9%	1,280,000冊
施策1-3 子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と情報発信							
6	子どもの読書と保護者の読書の関連を知っている保護者の割合	41.6%	↗	51.7%	80.0%	64.6%	80.0%
7	親子で一緒に本を読んでいる割合【再掲】	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	↗	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%	3歳児 94.3% 4・5歳児 99.5%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
8	1か月間に本を読んだ就学前児童の割合【再掲】	83.9%	↘	77.2%	88.0%	87.7%	88.0%
9	1か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合【低減目標】【再掲】	小学5年生 23.7% 中学2年生 39.5%	→	小学5年生 24.2% 中学2年生 38.7%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%	小学5年生 95.0% 中学2年生 100.8%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%
施策1-4 本に親しみ、学ぶための学校図書館の充実と活用							
10	小学生一人当たりの本の年間貸出数	30冊	↗	41冊	36冊	113.9%	36冊
11	中学生の学校図書館の利用割合	141%	↘	85.7%	170%	50.4%	170%

2 施策目標の達成状況

No.	指標名	H30 策定時		R3 現状値	R8 目標値	R3/R8 達成率	新 R8 目標値 ^(注1)
柱2 区民の読書に対する関心を高め支える環境の充実				詳細p45参照			
施策2-1 区立図書館資料の充実と活用							
12	区民一人当たりの図書資料貸出数	4.8冊	→	4.5冊	6.0冊	75.0%	6.0冊
13	展示コーナー（特集棚）の本の貸出率	—		145.0%	85.0%	170.6%	<u>150.0%</u>
14	電子書籍（「あだち電子図書館」）の貸出回数	—		13,680回	45,000回	30.4%	45,000回
施策2-2 障がいや言語などにかかわらず読書に親しめる図書資料などの整備							
15	障がい者向け図書資料宅配サービスの登録者数・貸出回数・貸出冊数	10人 23回 76冊	↗	17人 114回 367冊	30人 200回 160冊	56.7% 57.0% 229.4%	30人 200回 <u>500冊</u>
16	種類別（大活字本、外国語図書など）の貸出冊数	22,443冊	→	22,241冊	29,000冊	76.7%	29,000冊
施策2-3 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実							
17	読書に関心のある区民の割合	55.2%	→	53.2%	65.0%	81.8%	65.0%
18	1か月に本を読んだ区民の割合	54.3%	→	52.9%	60.0%	88.2%	60.0%
19	人口に占める登録者割合	26.1%	↘	23.9%	35.0%	68.3%	35.0%
20	図書貸出冊数	3,416,503冊		2,940,503冊	3,232,000冊	90.9%	3,232,000冊
21	Webを活用した図書の予約貸出冊数	684,099冊	↗	781,795冊	888,000冊	88.0%	888,000冊
柱3 読書活動を通じた人と人とのつながりの形成				詳細p52参照			
施策3-1 読書活動にかかわる人材の育成と団体の支援							
22	読み語り講座等の参加者のうち読書推進活動を参加希望する方の割合	—		71.0%	50.0%	142.0%	<u>75.0%</u>
23	図書資料の団体（ボランティア団体、区立小中学校等）貸出点数	ボランティア 878点 その他 119,962点 合計 120,840点	↗	ボランティア 900点 その他 226,301点 合計 227,201点	ボランティア — その他 — 合計 143,000点	ボランティア — その他 — 合計 158.9%	ボランティア <u>1,000点</u> その他 <u>229,000点</u> 合計 <u>230,000点</u>
施策3-2 読書活動推進のための多様な連携と協創の推進							
24	分野間連携事業への参加により、新たに読書を始めた区民の割合	—		75.7%	50.0%	151.4%	<u>80.0%</u>

（注1）「新 R8目標値」について

改定に伴いR8目標値を変更したものについては、下線を引いて記載しています。

3 課題

平成30年度と令和3年度に実施した「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」※7の結果や、計画改定後に生じた社会状況の変化などから、次の（１）から（７）を課題と捉えています。

（１）約半数の区民が読書をしていない

令和3年度の一般向けアンケート調査では、16歳以上の区民のうち、過去1か月間に本を読んだ人は52.9%であり、平成30年度の調査時（54.3%）と大きな変化はみられないことがわかりました。

なお、コロナ禍の影響が現れる以前（令和元年12月）と比較して、読書に充てる時間や読書の活動（参加）の仕方については、いずれも「変わらない」が最も多くなっています。

（２）約半数の子どもが本を読んでおらず、成長するにつれて本を読む子どもが減少する

令和3年度の小・中学生アンケート調査では、読書に関心があり、過去1か月間に本を読んだ児童・生徒は50.8%でした。学年別にみると、小学5年生は57.5%、中学1年生は42.7%となっており、学年が上がるにつれ本を読む子どもが減少していることがわかりました。

- ① 平成30年度に学校現場への聞き取り調査を実施した結果、学習活動や部活動などが優先され、読書に割ける時間に制約があることがわかりました。
- ② 令和3年度の小・中学生アンケート調査では、就学前に読書の習慣があった子どもは95.5%が過去1か月に本を読んでいたのに対し、習慣がなかった子どもは77.9%と、平成30年度の調査時と同様に、就学前の読書習慣が、成長後の読書活動に影響をもたらすことが明らかになっています。
- ③ 平成30年度の小・中学生アンケート調査では、読書に関心があり、実際に本を読んでいる保護者の子どもは84.7%が過去1か月に本を読んでいるのに対し、そうでない保護者の子どもは61.6%と、保護者の読書習慣が、子どもの読書活動に影響を及ぼすこともわかっています。

これらの調査結果を踏まえ、子どもたちが本に親しむことができるよう、また

※7 「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」について

【一般向けアンケート調査】16歳以上の区民8,000人に対して実施

H30：郵送調査で2,842人（35.5%）が回答。R3：郵送・WEBで2,849人（35.6%）が回答。

【小・中学生アンケート調査】区立小・中学校に在籍している小学5年生、中学1年生に対して実施

H30：各541人、550人の子どもとその保護者が回答。R3：各559人、605人の子どもとその保護者が回答。

3 課題

保護者が読書や読み語りの大切さを認識することができるよう、特に「出産前」「就学前」の保護者を対象とした取り組みを強化していく必要があります。

（３）70歳以上では加齢とともに本を読まなくなる人が多い

令和3年度の一般向けアンケート調査では、過去1か月間に本を読んだ人の割合は50歳代から徐々に少なくなり、70歳代で44.7%、80歳以上で34.9%と年齢とともに減少していることがわかりました。年を重ねるごとに本を読まなくなる傾向は、平成30年度の調査時と大きな変化はみられません。

（４）読書や図書資料、図書館への関心を高める取り組みが不足している

令和4年度読書部会の評価では、「読書や図書資料への関心を高めるための選書や展示方法の工夫などが望まれる」との意見がありました。学識経験者など第三者の意見を取り入れた上で、選書や展示方法の充実を図るとともに、図書館に足を向けたくなるようなイベントを実施するなどの企画を充実させていくことが必要です。

一方で、図書館の機能やサービスについての情報がそれを必要としている人に届いていないことが、平成30年度の区民座談会などを通じて明らかになっており、それらの情報発信の手法についても合わせて検討していく必要があります。

（５）身近な場所で本を手にとる場所が求められている

平成30年度の一般向けアンケート調査では、約2割の人が本を読むきっかけとして「身近な場所で本を手にとれるようになること」と回答しています。

足立区には図書館が15館あり図書館数は充足している一方、インターネットによる書籍の購入や電子書籍の閲覧などの普及により、書店の減少など身近な場所で直接本に触れる機会は減少傾向にあります^{※8}。社会状況が変化する中、協働・協創の理念に基づき、民間団体・事業者等とも連携しながら、身近に本を手にとれるきっかけづくりに取り組んでいく必要があります。

（６）読書活動を支えるボランティアのフォローの機会が不足している

区立図書館での読み語りや学校図書館の運営にかかわるボランティアのほか、地域での読み語りなど、子どもの読書活動を支援する様々な区民活動が行われています。また、区立図書館の障がい者サービスにもボランティアがかかわっています。

※8 「出版物販売額の実態」（日本出版販売株式会社）

多様な区民ニーズに応え、読書活動を推進していくためには、ボランティアの協力が欠かせませんが、コロナ禍の影響も相まって、現在活動しているボランティアに対して、スキルアップのための研修や活躍の場の提供など十分なフォローがなされていないことが課題といえます。

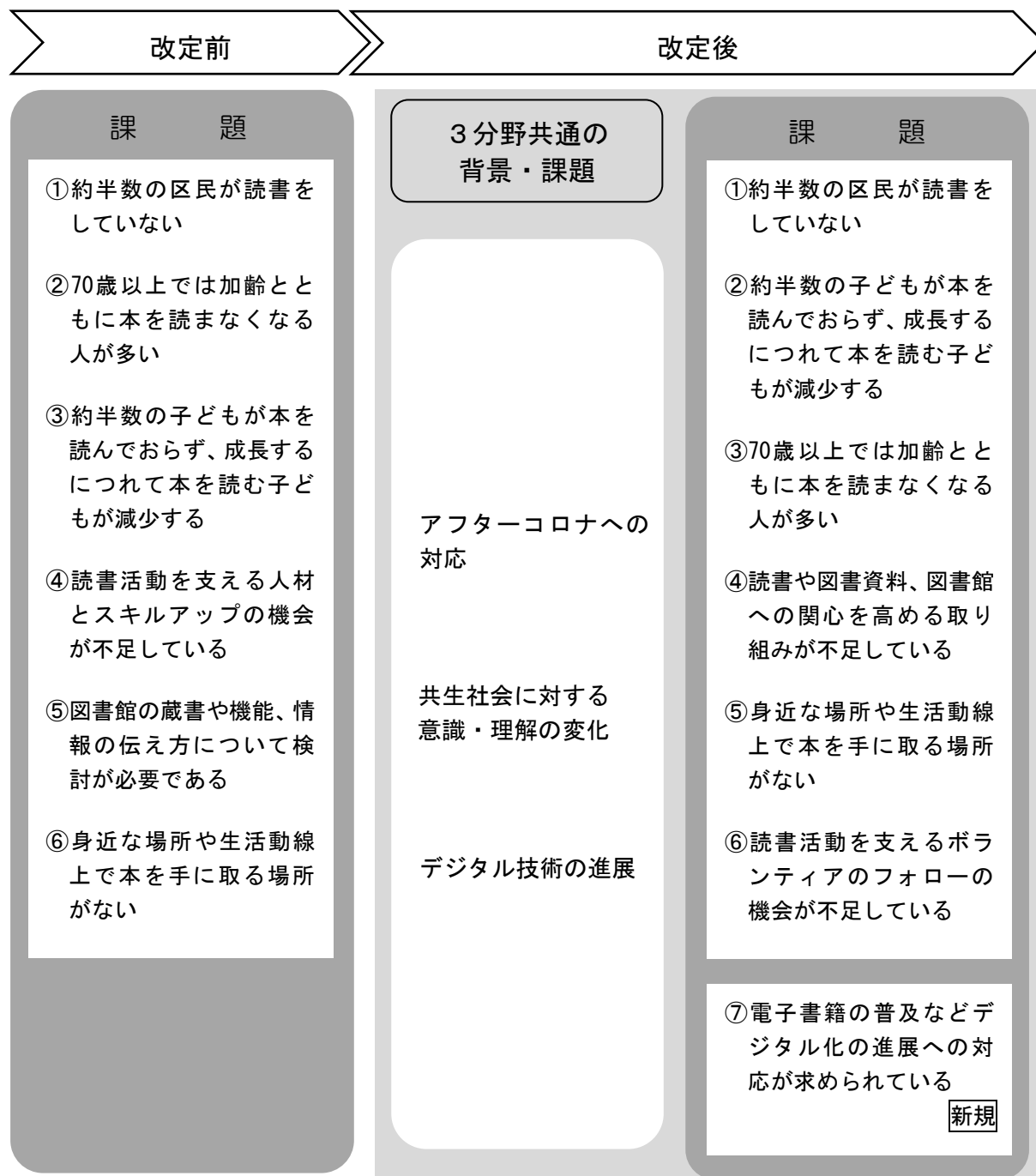
(7) 電子書籍の普及などデジタル化の進展への対応が求められている新規

電子書籍を月に1度以上読む人の割合は、令和3年度の一般向けアンケート調査では32.8%、小・中学生アンケート調査では30.0%となっています。

過去1か月間に本を読んだ人は、一般、小・中学生ともに約50%であることを考えると、区民の読書の手段として電子書籍が浸透してきていると推察されます。引き続き「あだち電子図書館」の登録者数の増加に向けて取り組んでいくとともに、区のDX化の方向性や技術の進展に合わせながら、利便性の向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

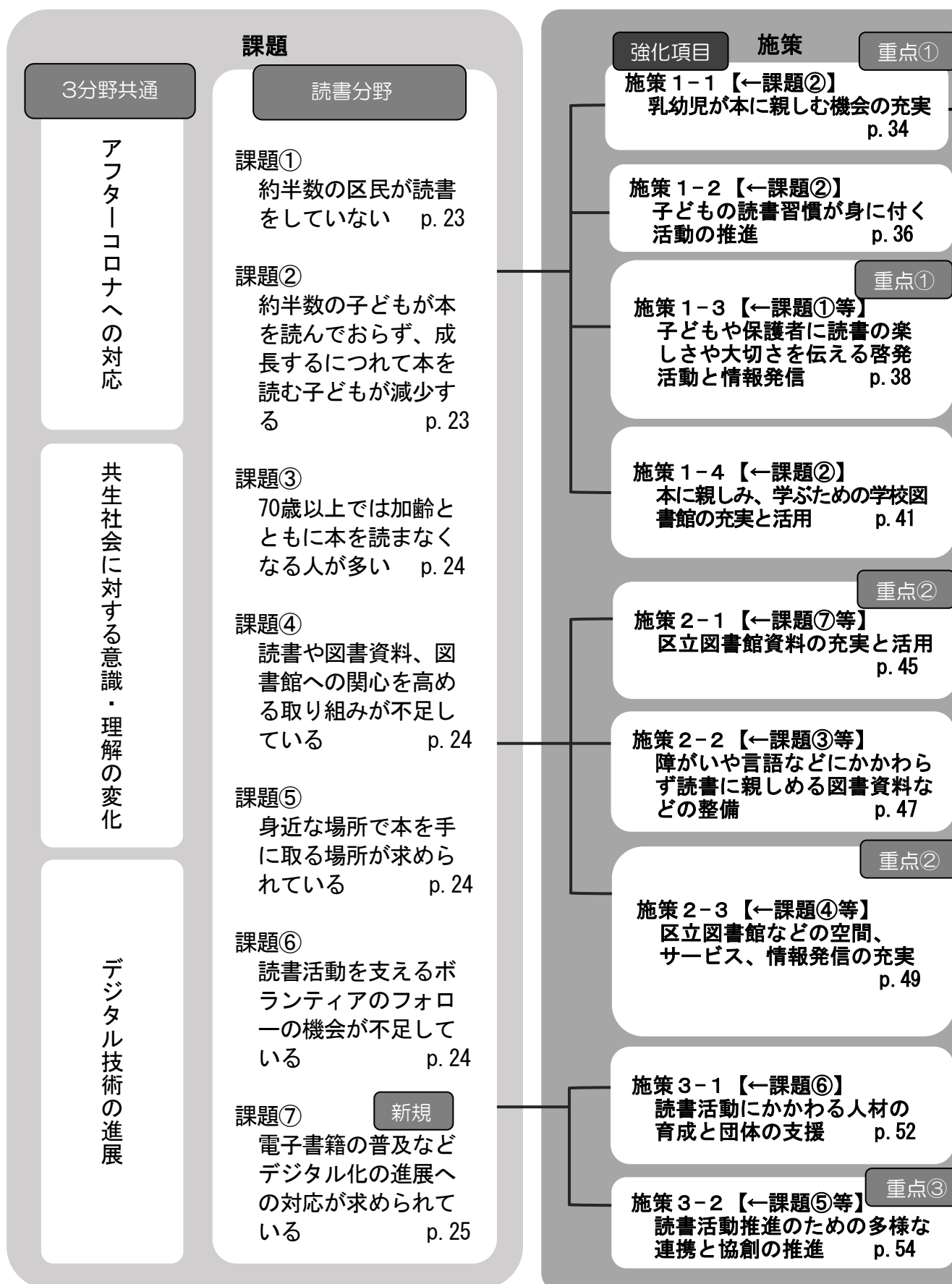
3 課題

■ 図表 13 読書活動推進計画における計画改定前後の課題



第5章 施策展開

1 課題と施策・事業



主な事業

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 「あだちはじめてえほん」事業の実施 | p. 35 |
| ② 幼稚園、保育園、こども園における読み語りの推進 | p. 35 |
| ③ 出産前・乳児期からの読み語りの推進【新規】 | p. 35 |

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 出張おはなし会の実施 | p. 37 |
| ② 「あだち読書通帳」の活用【拡充】 | p. 37 |

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 年齢・成長発達に応じた図書の紹介 | p. 39 |
| ② 小学生向け図書情報紙の配布 | p. 39 |
| ③ ティーンズ向け図書情報紙の配布 | p. 39 |
| ④ インターネットによる子ども・ティーンズ情報の提供 | p. 40 |

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 学校司書・学校図書館支援員の配置【拡充】 | p. 43 |
| ② 「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加 | p. 43 |
| ③ 調べ学習用図書資料配送サービスの実施 | p. 44 |
| ④ 家庭への読書活動の推進 | p. 44 |

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 図書資料の充実と選定方針の明確化 | p. 46 |
| ② 区立図書館展示コーナーの充実【拡充】 | p. 46 |
| ③ 電子書籍（「あだち電子図書館」）の充実【新規】 | p. 46 |

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 障がい者向け図書資料宅配サービスの拡充【拡充】 | p. 48 |
| ② 読書が困難な方向けの様々な図書資料の整備【拡充】 | p. 48 |

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 誰もが利用しやすい図書館環境の整備【拡充】 | p. 50 |
| ② 図書資料返却ボックスの設置・図書受渡窓口の充実【拡充】 | p. 51 |
| ③ インターネット環境も活用した図書館情報の発信 | p. 51 |
| ④ 地域学習センターミニコミ紙の配布 | p. 51 |
| ⑤ 綾瀬小学校学校図書館地域開放事業【新規】 | p. 51 |

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 読み語り講座（入門、フォローアップ）の実施 | p. 53 |
| ② 団体登録者に対する団体貸出の利用促進【拡充】 | p. 53 |
| ③ あだち絵本シアター（子どもへの読み語りと読み語り人材の育成）【拡充】 | p. 53 |

- | | |
|---|-------|
| ① 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業「ちよいスポ」「ちよいカル」「ちよい読み」 | p. 55 |
| ② アウトリーチ事業 | p. 55 |

2 施策体系

共通理念

楽しさに気づき、
深め、広げ、
心豊かに生きる

目指す将来の姿

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、区民のだれもが身近なところで、読書を気軽に楽しめる環境が整っている

子どもの頃から区民が読書に親しみ、読書を通して言葉を学び、知識を深めるとともに、情報を活用する力と、自分自身の考えをより具体的に形成していく力が高まっている

読書を通じて、区民が自らの考えを持ち、多様な価値観に触れることで、他人の考えを尊重できる豊かな心を育み、教えあい、学びあい、人と人とがつながっていく共生社会が実現している

施策の柱

柱 1

子どもの読書習慣に
つながる機会の充実
p. 34

柱 2

区民の読書に対する
関心を高め支える環
境の充実 p. 45

柱 3

読書活動を通じた人
と人とのつながりの
形成 p. 52

施策

施策 1-1 【←課題②】
乳幼児が本に親しむ機会の充実

重点①

p. 34

施策 1-2 【←課題②】
子どもの読書習慣が身に付く活動の推進

p. 36

施策 1-3 【←課題①等】
子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と情報発信

重点①

p. 38

施策 1-4 【←課題②】
本に親しみ、学ぶための学校図書館の充実と活用

p. 41

施策 2-1 【←課題⑦等】
区立図書館資料の充実と活用

重点②

p. 45

施策 2-2 【←課題③等】
障がいや言語などにかかわらず読書に親しめる図書資料などの整備

p. 47

施策 2-3 【←課題④等】
区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実

重点②

p. 49

施策 3-1 【←課題⑥】
読書活動にかかわる人材の育成と団体の支援

p. 52

施策 3-2 【←課題⑤等】
読書活動推進のための多様な連携と協創の推進

重点③

p. 54

3 重点項目

(1) 施策推進のための3分野横断の視点

アンケート調査等を通じて、文化・読書・スポーツ施策を推進する上での様々な課題が明らかになりましたが、その解決にあたり、「**子どもの頃から**」「**身近**」「**つながり**」※⁹という3分野共通の視点が見えてきました。

100年という長い人生において、**子どもの頃から**生涯にわたって文化・読書・スポーツに親しむためには、就学前から関心を高める取り組みを行っていく必要があります。

そして、関心を持った区民が実際に3分野の活動に親しむためには、日常生活の中で**身近**な所楽しめる機会や場が設けられていることが重要になります。

さらに、それぞれの活動を深め、広げるには、協働・協創の視点も踏まえ、多様な主体が当事者意識を持ってゆるやかに**つながり**、様々な形で連携していくことが鍵となります。そうすることで、新たな活動が生まれることが期待できるからです。

(2) 読書分野における重点項目

読書に気軽に親しむ区民を増やしていくために、第4章の課題で挙げた蔵書や展示の充実、情報発信の強化などの基本的なサービスの向上を図りつつ、本計画では、令和6年度から令和8年度の3年間で特に優先度の高い取り組みを「重点項目」として選定し、推進していきます。

強化項目

重点① 子どもとその保護者が身近な場所で本に楽しめる機会の提供

区の各種調査から、保護者の読書習慣や就学前の読書習慣が、成長後の子どもの行動に大きな影響をもたらすことが明らかになっています。保護者等の大人たちが自ら読書に親しみ、読書や読み語りの大切さを認識することが大切です。

そして、子どもたちが本に親しむことができるよう、「胎教」としての読み語りの実施や、「乳児」の頃に読める本、読み語りの方法の紹介など、「出産前」「子育て期」の保護者を対象とした取り組みを強化していきます。

※⁹ 「子どもの頃から」「身近」「つながり」：平成30年度の小・中学生向けアンケート調査から、文化芸術・読書・スポーツの習慣は幼児期に身につく傾向が明らかになっています。また、一般向けアンケート調査では、「スポーツをするきっかけ」は「身近な場所で実施できること」が最も多くなりました。さらに、平成30年度実施の区民座談会や、アーティスト及び文化活動団体との意見交換から、「人とのつながりが活動の広がりになることがわかりました。

(該当する施策)

施策1-1 乳幼児が本に親しむ機会の充実 (p34参照)

施策1-3 子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と
情報発信 (p38参照)

重点② アフターコロナやデジタル化の進展などに対応した読書支援活動
新規

コロナ禍や読書バリアフリー法の制定、ICT技術の進歩などにより、読書分野におけるデジタル化は着実に進展しつつあります。

「あだち電子図書館」について、「いつでも」「どこでも」「気軽に」をキーワードとし、引き続き主なターゲットを「子ども」「子育て世代」としながらPRを図っていきます。

また、ICタグ、自動貸出機の導入により複合施設内のどこでも本が読める環境づくりや窓口での手続き時間の短縮を図ってきたように、今後も新たなデジタル機器の導入を検討し、利用者サービスの向上を目指していきます。

(該当する施策)

施策2-1 区立図書館資料の充実と活用 (p45参照)

施策2-3 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実 (p49参照)

重点③ 多様な連携による読書活動の推進(図書館を利用しない人、読書に関心がない人にも届く効果的なアプローチ)

区立図書館や学校図書館などの活動とともに、協創力を発揮して区内のNPOや民間施設、出版社、書店などと連携した活動を実施していきます。

また、複合施設としての地域学習センターのメリットを活かして、読書を「きっかけ」として様々な活動につながるよう、分野間の連携を進めていきます。

(該当する施策)

施策3-2 読書活動推進のための多様な連携と協創の推進 (p54参照)

4 施策と事業

施策の柱 1 子どもの読書習慣につながる機会の充実

子どもにとっての読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条）です。

そこで足立区では、子どもの発達段階に応じて、家庭、就学前施設、学校、区立図書館等がそれぞれ読書に親しむ「気づき」となる機会の充実を図ります。

また、子どもの読書に対する動機づけになる情報発信ばかりでなく、保護者に対しても、「言葉を学ぶ」「知識を深める」「自らの考えを深める」など読書の意義や効果のほか、保護者自身の読書への関心が子どもの読書活動へ影響を与えることを、様々な機会を通じて伝えていくとともに、大人自身も読書を楽しむ事業の展開を検討していきます。

施策 1－1 乳幼児が本に親しむ機会の充実**【←課題②】**

乳幼児期に本に親しむことは言葉を覚えるだけでなく、将来の読書習慣の基礎となります。加えて本を通じて親子がふれあうことで、子どもの愛着形成等にもつながります。区立図書館や保育園等で、乳幼児が本に親しむ取り組みを行うとともに、子育て支援事業や乳幼児健診の機会を捉え、乳幼児が本に触れる機会を作ります。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
親子で一緒に本を読んでいる割合	1	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
1か月間に本を読んだ就学前児童の割合	1、2	83.9%	77.2%	88.0%

【主な活動指標】

活動 指標No.	事業名	指標名	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1	「あだちはじめてえほん」事業の実施	3～4か月児の絵 本配付率 ^(注1)	99.5%	99.7%	100%
		1歳6か月児の絵 本引換率 ^(注2)	64.8%	55.7%	85.0%
2	幼稚園、保育園、こ ども園における読 み語りの推進	幼稚園(50園)にお ける実施率	34.0%	44.0%	60.0%
		保育園・こども園 (157園)における 実施率	83.4%	89.2%	100%
3	出産前・乳児期から の読み語りの推進	出産前・乳児期の読 み語りに関する情 報発信の回数	—	—	180回

(注1) 3～4か月児健診の受診者に対して絵本を配付した割合

(注2) 1歳6か月児健診の受診者が、別途区立図書館などの引き換え場所で絵本を引き換えた割合

【主な事業】

「あだちはじめてえほん」事業の実施(No.1)

【中央図書館】

乳幼児の読書習慣定着のため、3～4か月児健診対象者には区内の各保健センター等で絵本の配付と読み語りを、1歳6か月児健診対象者には引換券を配付し絵本と交換します。

特に今後は、1歳6か月児健診対象者への絵本の配付方法を見直すことにより、配付率の向上を図っていきます。また、配付する絵本の電子書籍化の動向を注視し、紙の本と電子書籍をどちらでも楽しめるよう「あだち電子図書館」の蔵書への追加を検討していきます。

幼稚園、保育園、こども園における読み語りの推進(No.2)

【子ども政策課／子ども施設運営課】

公立保育園、区立こども園、私立保育園、私立幼稚園での日常の保育の中で、乳幼児期から本に親しみ読書習慣を身に付けるための読み語りを推進します。

出産前・乳児期からの読み語りの推進(No.3)

【新規】【中央図書館】

妊娠期・子育て期の保護者を対象に、乳児向けの「読み語りにおすすめの絵本」や「読み語りのガイドブック」を区ホームページ・SNSなどで発信するとともに、胎教としての読み語りについても検討していきます。

施策 1－2 子どもの読書習慣が身に付く活動の推進**【←課題②】**

子どもの頃からの読書経験は習慣として将来に引き継がれます。

幼児期から言葉の発達や関心の広がりに応じて読書を楽しむことで、読書習慣を身につける機会を作ります。

そのために区立図書館や幼稚園、保育園、こども園、小中学校、児童館などの子育て施設で、おはなし会や朝読などの読書活動を推進します。また、図書館の利用を通じて将来にわたる読書機会の提供に努めます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
1 か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合【低減目標】	1、2	小学5年生 23.7% 中学2年生 39.5%	小学5年生 24.2% 中学2年生 38.7%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%
小中学生に占める登録者割合	1、2	—	小学生 45.8% 中学生 80.9%	小学生 50.0% 中学生 85.0%
児童書の貸出冊数	1、2	1,187,936冊	1,227,774冊	1,280,000冊

【主な活動指標】

活動指標No.	事業名	指標名	H30策定時	R3現状値	R8目標値
1	出張おはなし会の実施	小学校での実施回数・参加者数	—	131回 【3,628人】	350回 【20,000人】
		児童館での実施回数・参加者数	—	41回 【290人】	120回 【3,000人】
		子育てサロンでの実施回数・参加者数	—	8回 【117人】	30回 【2,000人】
		保育園等での実施回数・参加者数	—	55回 【555人】	150回 【3,000人】
		その他(注1)での実施回数・参加者数	—	40回 【402人】	100回 【2,000人】
		合計の実施回数・参加者数	705回 【28,312人】	275回 【4,992人】	750回 【30,000人】
2	あだち読書通帳の活用	年間新規配付冊数	10,667冊	33,758冊	30,000冊

(注1) ギャラクシティ、梅田地域学習センター、大谷田団地など

【主な事業】

出張おはなし会の実施（No.1）

【中央図書館】

小学校・児童館・子育てサロン・保育園等に区立図書館が本の楽しさを伝え、図書館の利用を促すためにおはなし会を実施します。

今後は、協働・協創の理念を踏まえて、NPOや企業と連携した取り組みについても検討し、活動の幅を広げていきます。

「あだち読書通帳」の活用（No.2）

拡充

【中央図書館】

読んだ本を記録することで、子どもが自ら本に向き合い、さらに読書が習慣化することを目指します。そのために区立図書館だけでなく、幼稚園、保育園、こども園、小学校などと連携して、読書記録を残す「あだち読書通帳」の活用を拡大していきます。

活用にあたっては、読書通帳が主に学校などでどのように活用され読書機会の提供につながっているかを分析するとともに、好事例を共有することで、さらなる活用につなげていきます。

なお、令和4年1月からは区立図書館で借りた本の情報をWeb上のマイページで閲覧できるようになったため、紙の通帳ではなく貸与されたタブレットでも過去に読んだ本やもう一度読みたい本を探せることをPRしていきます。

施策 1－3 子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と情報発信

【←課題①等】

子どもの読書にとって、親など周囲の大人が読書に関心を持つことが重要ですが、読書に関心を持つ保護者は5割を下回っています。また、区民座談会では、「子どもの発達に応じた適切な本を選ぶのが難しい」と感じている人が多いことがわかりました。

区立図書館及び幼稚園・保育園や学校では、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、保護者にも、自ら本を楽しむことや読書に関心を持つことが子どもの読書習慣に影響することを伝えていきます。また、親子で読書に親しめるよう、成長や発達段階に応じた本や子育て期に読める本の紹介を進めていきます。

これらの情報を、小中学校から児童・生徒一人に一台貸与されたタブレットを活用して、いつでも気軽に触れられる環境を提供します。

加えて、各保健センター等と連携し出産前の保護者への情報提供を行います。また、動画配信等のオンラインを活用して、文化・スポーツなど読書以外の分野をきっかけとして読書への関心を喚起していきます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
子どもの読書と保護者の読書の関連を知っている保護者の割合	1～5	41.6%	51.7%	80.0%
親子で一緒に本を読んでいる割合 【再掲】	1、5	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
1か月間に本を読んだ就学前児童の割合【再掲】	1、5	83.9%	77.2%	88.0%
1か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合【低減目標】【再掲】	2～4	小学5年生23.7% 中学2年生39.5%	小学5年生24.2% 中学2年生38.7%	小学5年生23.0% 中学2年生39.0%

【主な活動指標】

活動 指標No.	事業名	指標名	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1	年齢・成長発達に応じた図書の紹介	幼稚園（50園）における実施率	30.1%	40.0%	60.0%
		保育園・こども園（157園）における実施率	64.3%	77.1%	100%
2	小学生向け図書情報紙（あつまれおもしろ本）の配布	発行部数	48,000部	48,000部	48,000部
3	ティーンズ向け図書情報紙の配布	発行部数	26,500部	48,000部	46,500部
4	インターネットによる子ども・ティーンズ情報の提供	HPの子ども・ティーンズ情報ページへのアクセス件数	3,774件	6,209件	6,500件
5	出産前・乳児期からの読み語りの推進	出産前・乳児期の読み語りに関する情報発信の回数	—	—	180回

【主な事業】

年齢・成長発達に応じた図書の紹介（No.1）

【子ども政策課・子ども施設運営課】

公立保育園、区立こども園、私立保育園、私立幼稚園で園だよりや保護者会等を通じて読み語りの楽しさや意義を保護者に伝えるとともに、子どもの年齢・興味・関心に合わせた図書の紹介をしていきます。

小学生向け図書情報紙の配布（No.2）

【中央図書館】

近年出版された児童書の中から、子どもの発達段階ごとに知識や読み物など複数の分野の本を紹介する「あつまれおもしろ本」を年1回作成し、読書に触れる機会を提供します。区立図書館で活用するとともに、区立小学校全生徒に配布します。

ティーンズ向け図書情報紙の配布（No.3）

【中央図書館】

児童書では物足りなく、一般書では自分にあったものが見つからない、という世代に向けて本を紹介する「ティーンズスコープ」を中学校の学校図書館と連携して作成し、読書離れが進む10代の読書活動を促進します。区立中学校全生徒に配布するとともに、区立図書館や区内の高等学校での活用を進めます。

インターネットによる子ども・ティーンズ情報の提供（No.4）

【中央図書館】

「あつまれおもしろい本」や「ティーンズスコープ」など中央図書館が発行する情報紙の内容をホームページに掲載しています。また、図書館のホームページ内にある「こどもページ」では年齢や成長に合わせた本の紹介やイベント情報を、「ティーンズコーナー」では新着本の紹介や定期的に特集を組むなど、継続して情報を発信していきます。

【再掲】 出産前・乳児期からの読み語りの推進（No.5） 新規

【中央図書館】

妊娠期・子育て期の保護者を対象に、乳児向けの「読み語りにおすすめの絵本」や「読み語りのガイドブック」を区ホームページ・SNSなどで発信するとともに、胎教としての読み語りについても検討していきます。

【再掲】「あだちはじめてえほん」事業の実施（No.6） 【中央図書館】

乳幼児の読書習慣定着のため、3～4か月児健診対象者には区内の各保健センター等で絵本の配付と読み語りを、1歳6か月児健診対象者には引換券を配付し絵本と交換します。

特に今後は、1歳6か月児健診対象者への絵本の配付方法を見直すことにより、配付率の向上を図っていきます。また、配付する絵本の電子書籍化の動向を注視し、紙の本と電子書籍をどちらでも楽しめるよう「あだち電子図書館」の蔵書への追加を検討していきます。

【再掲】 幼稚園、保育園、こども園における読み語りの推進（No.7）

【子ども政策課／子ども施設運営課】

公立保育園、区立こども園、私立保育園、私立幼稚園での日常の保育の中で、乳幼児期から本に親しみ読書習慣を身に付けるための読み語りを推進します。

施策 1－4 本に親しみ、学ぶための学校図書館の充実と活用 【←課題②】

学校図書館は、児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童・生徒の学習活動の支援や、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有しています。

また、今後の学校図書館には、読書活動や学習活動、指導等の様々な場面での利活用を通じて、「主体的・対話的で、深い学びの実現」や「言語能力や情報活用能力、問題解決能力等の育成」を支える役割が期待されています。

区では学校図書館の機能の向上と区立図書館との連携を進め、学校図書館が担う役割を果たすべく、次の視点から学校図書館の充実と活用に取り組んでいきます。

＜教育委員会の取り組み＞

学校図書館の3機能（読書センター、学習センター、情報センター）の向上を図るため、次のとおり教員や学校司書への指導・助言等を実施する

【読書センター】読書に親しみ、読む意欲に繋げるための環境整備と指導・助言

ア 児童・生徒に図書館の利用方法や本の分類などの仕組み等を理解させる方法

※¹⁰についての指導・助言

イ 読書の分野を広げ、本の内容を深めることが出来るような蔵書の充実、掲示・展示の工夫と読書の手法※¹¹に関する指導・助言

【学習センター】主体的な学習活動を促す指導・助言

ア 「足立区学校図書館ガイドライン」・各校の「学校図書館基本計画」及び「学習指導計画」に基づく、授業の実践に向けた支援

イ 図書館資料※¹²に関する学校司書及び学校図書館支援員によるレファレンスの向上を促進する指導・助言

【情報センター】図書館資料を主とする情報の収集・選択・組織化

ア 児童・生徒の興味・関心及び学習に対応する図書館資料の整備と充実に向けた指導・助言

イ 児童・生徒の学習に対応する適切な選書基準と廃棄規準の作成

※¹⁰ オリエンテーション、図書館の利用の仕方の説明等

※¹¹ 例1：アニメーション：クイズやゲーム等の手法で読書の楽しさを伝え、読む力を引き出す指導法。
例2：リテラチャーサークル：4～5名のグループで読む視点の役割を決め、各自読み取ったことについて話し合いながら読みを深める方法。「役割読み」ともいう。

※¹² 書籍（本）、雑誌、新聞、広報誌、リーフレット、情報機器から得られる情報等

4 施策と事業

〈区の取り組み〉

- ア 調べ学習などに必要な図書リストの作成と図書資料の配送サービス
- イ 学校図書館と協力して、児童図書やティーンズ向けの図書などの情報の共有と児童・生徒への発信

また、子どもの居場所としての図書館機能についても、それぞれの特色を活かした取り組みを進めていきます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	計画策定時(H30)	現状値(R3)	目標値(R8)
小学生一人当たりの本の年間貸出数	1、2、4	30冊	41冊	36冊
中学生の学校図書館の利用割合 ^(注1)	1、2、4	141%	85.7%	170%

(注1) 1ヵ月の延べ利用者数÷生徒数で算出(例：実績値100%の場合、1人の生徒が月に1回図書館を利用したこととなる。)

【主な活動指標】

活動指標No.	事業名	指標名	H30策定時	R3現状値	R8目標値
1	学校司書・学校図書館支援員の配置	学校司書配置の中学校の割合	100%	100%	100%
		学校図書館支援員週4日配置の小学校の割合 ^(注2)	—	—	100%
2	「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加	小学校における参加者数・参加率(参加校数÷学校数)	—	7,739人 97.1%	8,000人 100.0%
		中学校における参加者数・参加率(参加校数÷学校数)	—	2,493人 77.1%	2,700人 85.0%
3	調べ学習用図書資料配送サービスの実施	小学校における図書資料の配送回数・冊数・利用率(利用校÷学校数)	—	174回 6,617冊 47.8%	200回 8,000冊 90%
		中学校における図書資料の配送回数・冊数・利用率(利用校÷学校数)	—	17回 585冊 11.4%	100回 1,000冊 90%
4	家庭への読書活動の推進	学校(学級)だより・学校図書館だより配付校数	95校	103校	103校

(注2) 令和5年度から令和7年度にかけて、段階的に毎年1/3程度の小学校の図書館支援員を週2日から週4日配置に拡充する見込み。

【主な事業】

学校司書・学校図書館支援員の配置（No.1） **拡充** 【教育政策課】

全ての区立中学校に学校司書、小学校に学校図書館支援員を配置し、学校図書館の環境整備を行うとともに、教員が行う学校図書館を活用した児童・生徒の読書活動や学習活動を支援します。

＜取り組み内容＞

ア 学校図書館の環境整備

（ア）児童・生徒の学習に合わせて図書の分類番号を日本十進分類法の2桁から3桁に変更

（イ）図書だけでなく新聞やファイル資料等の整備を行うことで、資料の充実を図り学習での活用を促進

イ 授業における学校図書館活用の推進

学習の内容を事前に把握し、活用出来そうな図書館資料を提示するなど、授業時の有効なレファレンスを実施

ウ 読書活動の推進及び定着

全校の児童・生徒が興味・関心を高めるよう工夫を凝らした読書活動（本の紹介、並行読書※¹³、ブックトーク※¹⁴等を展開。特に図書館の利用回数や貸出冊数が少ない児童・生徒にアプローチし、読書習慣の定着を図る

「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加（No.2）【教育指導課】

図書館の利活用を通じた児童・生徒の情報活用能力の育成を旨とし、授業の中で主体的な学習に取り組みます。児童・生徒が自ら学びたい課題を見出し、様々な資料を用いて調べ、まとめる学習の習慣化を図っていきます。そうした学習の延長線上で図書館を使った「調べる学習コンクール」への参加を促していきます。

＜教育政策課の取り組み＞

ア 探究的な学習活動の定着をめざして、学校図書館スーパーバイザーが提案する簡単な調べ学習の指導を担当教諭と共働して行う

イ 探究的な学習へのきっかけづくりとして、教員を対象に調べる学習に関する研修会を開催する

＜区立図書館の取り組み＞

ア 調べる学習コンクール向けの図書セットを用意し、貸出を実施

イ 図書館担当の教員を対象に図書館の活用に関する研修やコンクール向けの図書セットのPRを実施

※¹³ 国語科等の単元に関連した複数の作品を、学校や家庭で並行して読書すること

※¹⁴ 一つのテーマに沿って様々な本を幅広く紹介する手法

調べ学習用図書資料配送サービスの実施（No.3） 【中央図書館】

区立小中学校の調べ学習のために、調べ学習用図書セットを準備し、区ホームページで申し込みを受け付けます。また、各学校で調べ学習用図書が借りやすいように調べ学習用図書の配送サービスを行います。

また、小中学校の教員を対象にアンケートを実施するなどニーズの把握を行い、図書セットの内容の充実を図ります。

家庭への読書活動の推進（No.4） 【教育指導課】

学校だよりや学校図書館だより等により読書の意義を伝えるとともに、学年に応じた図書を紹介しています。今後は内容の充実や学校ホームページへの掲載を検討し、保護者の読書への関心を深めます。

施策の柱2 区民の読書に対する関心を高め支える環境の充実

誰もが本を楽しむためには、自分が求める本に出会う機会があること、生活に身近な場所で本を手にとることができることが重要です。区民が読書活動を「深め」ていくためには、図書館の資料・空間・サービスを充実し、新たなニーズにも対応しながら、区民が「行ってみたい」と思える図書館を目指すとともに、区民や民間事業者とも連携して、区民が本にアクセスできる環境づくりを進めていきます。

また、「あだちはじめてえほん」事業の保護者アンケートでは、「図書館がどこにあるか知らない」との回答が多いため、本や図書館に関する情報が区民に伝わるよう、インターネットの活用など情報の発信に努めます。

共生社会への理解・関心が高まる中、高齢や障がいにより、本を手にとること、読書することが困難な方へのサービスの拡大や、大活字本、外国語の本の充実を図り、誰もが本に親しめる環境を整備します。

施策2-1 区立図書館資料の充実と活用

【←課題⑦等】

区民の多様な関心に応え、幅広い知識や考え方等に触れることができるよう、電子書籍も含めて区立図書館の資料を充実させるとともに、時事に合わせたテーマや地域課題の特集などを積極的に行い、区民の関心を高める工夫を行います。また、子どもに向けては児童資料や調べ学習のための資料などの充実を図ります。

今後は、学識経験者をはじめとする専門家などによる会議体を新たに設置し、外部の意見も取り入れることで、さらなる資料の充実と活用を図っていきます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
区民一人当たりの図書資料貸出数	1～3	4.8冊	4.5冊	6.0冊
展示コーナー（特集棚）の本の貸出率 (注1)	2	—	145.0%	150.0%
電子書籍（「あだち電子図書館」）の貸出回数	3	—	13,680回	45,000回

(注1) 区立図書館15館における（特集棚に展示した資料の貸出総数）÷（特集棚に展示した資料総数）とする

4 施策と事業

【主な活動指標】

活動 指標No.	事業名	指標名	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1	図書資料の充実と選 定方針の明確化	区民一人あたりの 図書資料年間購入 数	0.093冊	0.088冊	0.093冊
2	区立図書館展示コ ーナーの充実	実施回数	1,283回	1,305回	1,500回
3	電子書籍（「あだち 電子図書館」）の充 実	電子書籍蔵書数	—	3,022冊	7,500冊

【主な事業】

図書資料の充実と選定方針の明確化（No.1）

【中央図書館】

区立図書館の図書資料について、分野や利用者の年齢構成、時代の要請などを考慮して計画的な選定を進めます。資料は中央図書館で一括して選定し、効率的な収集に努めます。

区立図書館展示コーナーの充実（No.2）

拡充

【中央図書館】

15か所の区立図書館が、区民に読書や図書資料への関心を高めてもらうために、子どもたちの学校生活や子育て、仕事など、主に日々の暮らしに身近なテーマを取り上げ、各館ごとに工夫を凝らした展示を実施しています。

それぞれの区立図書館では、各館が工夫して特集への関心を高めてもらうための情報発信に努めます。また、ＩＣタグの活用により、複合施設内の図書館以外の場所を活用したアウトリーチ型の図書展示をさらに展開し、普段図書館を利用しない方にも本を手に取りやすい環境を整備していきます。

電子書籍（「あだち電子図書館」）の充実（No.3）

新規

【中央図書館】

足立区立図書館ホームページにウェブサイト上の「電子図書館」を設け、自宅のパソコンやスマートフォンから電子書籍が読めるようにすることで、「いつでも」「どこでも」「気軽に」読書が楽しめる環境を提供しています。

主なターゲット層などを踏まえて計画的に選書を行うとともに、紙の本とのバランスや電子書籍の普及状況に留意しながら、蔵書の充実を図ります。

施策 2-2 障がいや言語などにかかわらず読書に親しめる図書資料などの整備

【←課題③等】

障がい者や高齢の方などの読書に対する様々なニーズに対応して、図書資料などの整備やサービスの充実を図ります。外国語の本や大活字本、電子書籍などを充実させるとともに、障がいや高齢などの理由で区立図書館に足を運べない方を対象に図書資料の宅配サービスを拡充します。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
障がい者向け図書資料宅配サービスの登録者数・貸出回数・貸出冊数	1、2	10人 23回 76冊	17人 114回 367冊	30人 200回 500冊
種類別（大活字本、外国語図書など）の貸出冊数	1、2	22,443冊	22,241冊	29,000冊

【主な活動指標】

活動指標No.	事業名	指標名	H30策定時	R3現状値	R8目標値
1	読書が困難な方向けの周知・PR	区ホームページの該当ページへのアクセス件数	—	1,393件	1,500件
2	読書が困難な方向けの様々な図書資料の整備	大活字本の年間購入数【視覚・発達】 ^(注1)	509冊	248冊	450冊
		布絵本 ^(注2) の年間購入数【視覚・発達・知的・肢体不自由】	—	0冊 ^(注2)	30冊
		LLブック ^(注3) の年間購入数【発達・知的】	4冊	10冊	30冊
		録音図書（デージー版）の年間購入数【視覚・発達・知的・肢体不自由】	31冊	12冊	70冊
		点字図書の年間購入数【視覚】	295冊	151冊	320冊

(注1) 【 】内は、主に対象としている障がいの種別

(注2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度から令和3年度まで購入を中止。

(注3) やさしい言葉でわかりやすく書かれた本。ピクトグラムや図、写真などが使われている。

【主な事業】

障がい者向け図書資料宅配サービスの拡充（No.1） 拡充

【中央図書館】

身体障がいなどの理由により図書館へ来館することが困難な方の読書活動を推進するため、電話や郵便、インターネットなどで申し込みを受け付け、希望の図書資料を宅配します。

利用対象者の拡大に合わせて利用者の増も図れるよう、関係団体や障がい者施設への聞き取り調査を実施し、使いやすいサービスに向けた改善を行います。

読書が困難な方向けの様々な図書資料の整備（No.2） 拡充

【中央図書館】

一般的な活字図書による読書が困難な方でも利用できるよう、大活字本、布絵本、LLブック、デイジー（録音）図書、点字図書の収集や「りんごの棚」※15の整備を図るとともに、これらのサービスについての情報発信を行います。

※15 特別な配慮を必要とする子どもを対象とした本のコーナーのこと。1993年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっている（東京都立図書館ホームページより）。

施策 2-3 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実【←課題④等】

区民の多様なニーズや個々の関心に応えるため、乳幼児コーナー、閲覧スペース、書架等の空間上の工夫や、レファレンスをはじめとするサービス、Wi-Fiや利用者向け電源の設置など情報環境の充実を図ります。

ICタグを活用し、複合施設の機能を活かして、図書館機能の拡大を図り、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組み、居場所としての図書館の役割を高めていきます。

また、公共施設や区民・団体等との連携を図り、図書受渡窓口の整備を進めるなど図書館外で区民が本を身近に手に取れる環境の整備を目指します。

区立図書館から本に関する情報発信を積極的に行います。これまでの図書館だより「かけはし」や利用案内などを充実させるとともに、ウェブサイトやSNSの活用を含め、区民の情報環境に応じた発信を行います。また、各学習センターでは、地域の身近な複合施設という特徴を活かし、文化・読書・スポーツに関する情報を一体的にわかりやすく区民に届けることで、読書をしていない人や区立図書館を利用しない人への関心を高めていきます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
読書に関心のある区民の割合	1～5	55.2%	53.2%	65.0%
1か月に本を読んだ区民の割合	1～5	54.3%	52.9%	60.0%
人口に占める登録者割合 ^(注1)	1～5	26.1%	23.9%	35.0%
図書貸出冊数	1～5	3,146,503冊	2,940,503冊	3,232,000冊
Webを活用した図書の予約貸出冊数	1～4	684,099冊	781,795冊	888,000冊

(注1) 令和4年3月31日現在、23区中20位(「令和4年度 東京都公立図書館調査」より)。

4 施策と事業

【主な活動指標】

活動 指標No.	事業名	指標名	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1	誰もが利用しやすい図書館の環境整備	来館者数	2,731,936人	2,137,742人	2,806,000人
2	図書受渡窓口の充実・図書資料返却ボックスの設置	図書受渡窓口の図書貸出冊数	188,321冊	166,438冊	258,000冊
		商業施設等へのブックポスト設置数	—	—	3か所
3	インターネット環境も活用した図書館情報の発信	配布部数	14,400部	10,462部	14,400部
		HPのアクセス件数	1,507,550件	1,760,750件	1,800,000件
		S N S のアクセス件数	479,971件	788,398件	800,000件
4	地域学習センターミニコミ紙の配布	配布部数	504,000部	514,800部	504,000部
5	綾瀬小学校学校図書館地域開放事業	1日あたりの平均利用者数	—	—	70人
		1日あたりの平均貸出冊数	—	—	80冊

【主な事業】

誰もが利用しやすい図書館環境の整備（No.1） 拡充 【中央図書館】

書架の高さや配置、閲覧コーナー設置などを工夫し誰もが利用しやすい空間づくりを進めます。また、乳幼児コーナーを充実し、「あかちゃんタイム」の啓発などを通じて小さな子ども連れでも利用しやすい環境を作ります。

ICタグの導入に合わせ、複合施設の機能を活かして、図書館以外の場所を活用したアウトリーチ型の展示や子どもの居場所づくりなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

また、利用者の利便性向上を図るため、図書館システムと電子図書館システムの機能連携や、図書貸出カードの電子化など、図書館サービスのデジタル化に努めます。

図書資料返却ボックスの設置・図書受渡窓口の充実（No.2） 拡充 【中央図書館】

商業施設内など利便性の高い場所への図書資料返却ボックスの設置を図ります。また、駅の近くなどで図書館やインターネットで予約した図書資料等の貸出・返却、個人貸出カードの作成等ができる図書受渡窓口の拡大を検討します。

インターネット環境も活用した図書館情報の発信（No.3） 【中央図書館】

図書館や本の情報を掲載した図書館だより「かけはし」の発行に加え、ウェブサイトやSNSを活用した情報の発信も行います。

図書館システムには特集本や新着本のご紹介とともに、ご希望の新着本をメールでお知らせする「新着図書お知らせメールサービス」機能があります。気軽に本の情報を得るツールとして利用者へのPRを進めていきます。

地域学習センターミニコミ紙の配布（No.4） 【生涯学習支援課】

毎月発行の学習センターミニコミ紙に図書館の最新情報を掲載しています。幅広い人々に手に取ってもらえるよう、各施設や駅構内、商業施設など公共施設以外にも設置します。

綾瀬小学校学校図書館地域開放事業（No.5） 新規 【学校支援課／中央図書館】

地域の子どもに「本と出会える場所」を提供し、子どもの頃からの読書習慣の定着を図るため、乳幼児とその保護者、小学生を対象に、土曜日・日曜日・祝日と夏休み・春休み期間の一部に区立綾瀬小学校の学校図書館を地域に開放します。

子どもの頃から身近に、気軽に本にふれるためのきっかけづくりの場として、声を出してもいい、本を読まなくても楽しめるなど、区立図書館とは異なる視点で、事業内容や情報発信の強化を図っていきます。

施策の柱3 読書活動を通じた人と人とのつながりの形成

子どもの読書活動を進める、図書館の読書環境の充実を図るなど、読書活動を「広げ」ていくためには、図書館、そして地域において読書活動を支えるボランティアの存在が欠かせません。

どのような活動が求められているかを把握しつつ、読書活動の新たな担い手の育成に取り組みます。

さらに、コロナ禍により活動が停滞してしまった区民・団体等を支援し、相互の連携・交流を図り、活動機会を増やしていくことで、区民による読書活動の充実を図ります。

施策3-1 読書活動にかかわる人材の育成と団体の支援 【←課題⑥】

読書活動推進の事業・サービスにかかわるボランティアの育成とともに、様々な活躍の場を設けることで、読書活動を地域全体で活性化していくことを目指します。

また、読書活動に取り組む団体等を積極的に支援します。

区立図書館の職員、保育園や幼稚園の職員や学校図書館の運営・活用に関わる教諭などへの研修を行い、スキルの向上に努めます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
読み語り講座等の参加者のうち読書推進活動を参加希望する方の割合	1、3	—	71.0%	75.0%
図書資料の団体（ボランティア団体、区立小中学校等）貸出点数	2	ボランティア団体 878点	ボランティア団体 900点	ボランティア団体 1,000点
		その他 ^(注1) 119,962点	その他 226,301点	その他 229,000点
		合計 120,840点	合計 227,201点	合計 230,000点

（注1）官公署、学校、PTA、幼稚園、保育園、児童施設、高齢者施設、養護施設、病院、学童保育室、学校図書館ボランティア、児童サービスボランティア、社会教育団体、NPO団体、企業等

【主な活動指標】

活動 指標No.	事業名	指標名	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1	読み語り講座の実施	入門講座の 実施回数・参加者数	2回 【48人】	2回 【34人】	2回 【50人】
		フォローアップ講座の 実施回数・参加者数	4回 【56人】	2回 【50人】	5回 【90人】
2	団体登録者に対する団体貸出の利用促進	団体登録の登録数	2,586団体	2,732団体	3,000団体
3	あだち絵本シアター	読み語りイベントの 実施回数・参加者数	5回 【396人】	2回 【55人】	5回 【1,000人】
		読み語り講座の実 施回数・参加者数	1回 【11人】	2回 【32人】	2回 【50人】

【主な事業】

読み語り講座（入門、フォローアップ）の実施（No.1）

【中央図書館】

区内各地域で絵本の読み語り活動が活発に行われるよう、読み語りの入門やフォローアップの講座を開催します。受講した方には講座終了後、各ボランティア団体などを紹介して、実際の活動へとつなげていきます。

団体登録者に対する団体貸出の利用促進（No.2）**拡充**【中央図書館】

区立小中学校やボランティア等の団体登録者に対して、貸し出す図書資料の対象範囲の拡大や、インターネットを通じた図書資料の予約受付の開始など、環境整備を図ってきました。

今後は、小中学校向けの調べ学習用図書セットの内容の充実等を通じて、引き続き団体貸し出しの利用促進を図っていきます。

あだち絵本シアター（子どもへの読み語りと読み語り人材の育成）

（No.3）**拡充**

【中央図書館／住区推進課】

民間事業者と連携して、読み語りのイベントを通じて、子どもには絵本の楽しさを、大人には読み語りの大切さを伝えます。

また、読み語り講座を開催するとともに、子育てサロン、児童館や商業施設での読み語りイベントで実践の場を提供し、人材の育成と活動の循環を目指します。

施策３－２ 読書活動推進のための多様な連携と協創の推進 【←課題⑤等】

読書が個人の楽しみに終わることなく、各人の多様な関心と活動につながることを目指します。

そのため区立図書館においては、本や読書活動をきっかけに利用者同士がコミュニケーションを図れるような事業展開を進めるとともに、区立図書館、地域学習センター、生涯学習振興公社、民間事業者などが連携し、区民の交流を促し、多様な活動につながるような取り組みを行っていきます。読書をきっかけとして、文化やスポーツをはじめとする異なる分野への活動にもつながるような機会提供にも取り組みます。

また、協働・協創の理念に基づき、個人や企業からの寄附金を活用した特集展示の実施などを検討していきます。

【成果指標】

指標名	関連する活動指標No.	H30策定時	R3現状値	R8目標値
分野間連携事業への参加により、新たに読書を始めたいと思う区民の割合	1	—	75.7%	80.0%

【主な活動指標】

活動指標No.	事業名	指標名	H30策定時	R3現状値	R8目標値
1	文化・読書・スポーツ活動協創推進事業	実施回数 参加者数	—	752回 【5,954人】	3,360回 【33,600人】
2	アウトリーチ事業 ^(注1)	実施回数 参加者数	—	10回 【620人】	60回 【1,800人】

(注1) 区立図書館が図書館以外の場所で実施したイベント（おはなし会等）、特集展示など。

【主な事業】

文化・読書・スポーツ活動協創推進事業

「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」(No.1)

【地域文化課／生涯学習支援課／スポーツ振興課／中央図書館】

より多くの区民が文化・読書・スポーツの楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きることができるよう、各分野相互の連携事業として、地域学習センターを中心に「ちょいスポ」「ちょい読み」「ちょいカル」を展開していきます。

例えば、「ちょい読み」では、ヨガやピラティスなどの運動系講座の中でスポーツ関連のおすすめ本を紹介しています。

アウトリーチ事業 (No.2)

【中央図書館】

図書館を利用しない人、読書に関心がない人に向けて、まちで本にふれ読書の楽しさを知る場を提供していくために、協創力を発揮して民間施設や出版社、書店などと連携した活動を実施していきます。

また、文化芸術分野の劇場公演と読み語りイベントの連携など、他の分野をきっかけに読書への関心・行動につながる事業を展開していきます。

4 施策と事業

【成果指標・主な活動指標 一覧】

施策の柱1 子どもの読書習慣につながる機会の充実

施策1-1 乳幼児が本に親しむ機会の充実

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
親子で一緒に本を読んでいる割合	3歳児健診時に実施するあだちはじめてえほんアンケートで、「親子で一緒に本を読んでいる」と回答した方の割合 4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
1か月間に本を読んだ就学前児童の割合	4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「本を一人で見たり読んだりする」と回答した方の割合	83.9%	77.2%	88.0%

No.	事業名	所管	事業概要
1	①「あだちはじめてえほん」事業の実施	中央図書館	乳幼児の読書習慣定着のため、3～4か月児健診対象者には区内の各保健センター等で絵本の配付と読み語りを、1歳6か月児健診対象者には引換券を配付し絵本と交換します。 特に今後は、1歳6か月児健診対象者への絵本の配付方法を見直すことにより、配付率の向上を図っていきます。また、配付する絵本の電子書籍化の動向を注視し、紙の本と電子書籍をどちらでも楽しめるよう「あだち電子図書館」の蔵書への追加を検討していきます。
2	②幼稚園、保育園、こども園における読み語りの推進	子ども政策課 子ども施設運営課	公立保育園、区立こども園、私立保育園、私立幼稚園での日常の保育の中で、乳幼児期から本に親しみ読書習慣を身に付けるための読み語りを推進します。
3	③出産前・乳児期からの読み語りの推進	中央図書館	妊娠期・子育て期の保護者を対象に、乳児向けの「読み語りにおすすめの絵本」や「読み語りのガイドブック」を区ホームページ・SNSなどで発信するとともに、胎教としての読み語りについても検討していきます。

(注) 本計画に関するすべての事業及び活動指標を、区ホームページにて公開します。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
配付率	3～4か月児健診の受診者に対して絵本を配付した割合（算出式 $A \div B$ ） A 3～4か月児健診時に絵本を配付した冊数（現状値 5,022 冊）、B 3～4か月児健診の受診者数（現状値 5,047 人）	99.5%	99.7%	100%
	1歳6か月児健診の受診者が、別途区内図書館などの引き換え場所で絵本を引き換えた割合（算出式 $A \div B$ ） ※行政評価指標（4177 読書活動推進事業） A 1歳6か月児健診受診者が絵本を引き換えた冊数（現状値 3,390 冊）、 B 1歳6か月児健診受診者への引換券送付数（現状値 5,228 人）	64.8%	55.7%	85.0%
実施率	私立幼稚園（50 園）における、本の読み語り実施率（算出式 $A \div B$ ） A 実施園数、B 総園数	34.0%	44.0%	60.0%
	公立保育園、区立こども園、私立保育園（157 園）における、本の読み語り実施率（算出式 $A \div B$ ） A 実施園数、B 総園数	83.4%	89.2%	100%
実施率	出産前・乳児期の読み語りに関する情報発信の回数	—		180 回

4 施策と事業

施策 1－2 子どもの読書習慣が身に付く活動の推進

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
1 か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合	1 か月間に本を読まなかった小学校5年生の割合 1 か月間に本を読まなかった中学校2年生の割合	小学5年生 23.7% 中学2年生 39.5%	小学5年生 24.2% 中学2年生 38.7%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%
小中学生に占める登録者割合	(算出式) $A \div B$ A 小中学生の学齢の区立図書館登録者数計 B 足立区の小中学生の児童・生徒数	—	小学生 45.8% 中学生 80.9%	小学生 50.0% 中学生 85.0%
児童書の貸出冊数	区立図書館における、児童書の貸出冊数	1,187,936冊	1,227,774冊	1,280,000冊

No.	事業名	所管	事業概要
4	①出張おはなし会の実施	中央図書館	小学校・児童館・子育てサロン・保育園等に区立図書館が本の楽しさを伝え、図書館の利用を促すためにおはなし会を実施します。 今後は、協働・協創の理念を踏まえて、NPOや企業と連携した取り組みについても検討し、活動の幅を広げていきます。
5	②「あだち読書通帳」の活用	中央図書館	読んだ本を記録することで、子どもが自ら本に向き合い、さらに読書が習慣化することを目指します。そのために区立図書館だけでなく、幼稚園、保育園、こども園、小学校などと連携して、読書記録を残す「あだち読書通帳」の活用を拡大していきます。 活用にあたっては、読書通帳が主に学校などでどのように活用され読書機会の提供につながっているかを分析するとともに、好事例を共有することで、さらなる活用につなげていきます。 なお、令和4年1月からは区立図書館で借りた本の情報をWeb上のマイページで閲覧できるようになったため、紙の通帳ではなく貸与されたタブレットでも過去に読んだ本やもう一度読みたい本を探せることをPRしていきます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
実施回数・参加者数	小学校で実施した、出張おはなし会の回数 《【】内は参加者数》	—	131 回 【3,628 人】	350 回 【20,000 人】
	児童館で実施した、出張おはなし会の回数 《【】内は参加者数》	—	41 回 【290 人】	120 回 【3,000 人】
	子育てサロンで実施した、出張おはなし会の回数 《【】内は参加者数》	—	8 回 【117 人】	30 回 【2,000 人】
	保育園等で実施した、出張おはなし会の回数 《【】内は参加者数》	—	55 回 【555 人】	150 回 【3,000 人】
	その他の場所（ギャラクシティ、梅田地域学習センター、大谷田団地など）で実施した、出張おはなし会の回数 《【】内は参加者数》	—	40 回 【402 人】	100 回 【2,000 人】
	小学校・児童館・子育てサロン・保育園等で実施した、出張おはなし会の合計実施回数 《【】内は参加者数》	705 回 【28,312 人】	275 回 【4,992 人】	750 回 【30,000 人】
年間配付冊数	区立図書館や、幼稚園、保育園、こども園、小学校等で配付した、あだち読書通帳の年間配付冊数	10,667 冊	33,758 冊	30,000 冊

4 施策と事業

施策 1-3 子どもや保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動と情報発信

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
子どもの読書と保護者の読書の関連を知っている保護者の割合	1歳6か月児及び3歳児健診に実施する、あだちはじめてえほんアンケートで「子どもの読書冊数が、母親など身近な大人の読書冊数と関係があることを知っている」方の割合	41.6%	51.7%	80.0%
親子で一緒に本を読んでいる割合【再掲】	3歳児健診時に実施するあだちはじめてえほんアンケートで、「親子で一緒に本を読んでいる」と回答した方の割合 4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	3歳児 86.9% 4・5歳児 75.5%	3歳児 91.5% 4・5歳児 79.6%	3歳児 97.0% 4・5歳児 80.0%
1か月間に本を読んだ就学前児童の割合【再掲】	4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「本を一人で見たり読んだりする」と回答した方の割合	83.9%	77.2%	88.0%
1か月間に本を読まなかった児童、生徒の割合【再掲】	1か月間に本を読まなかった小学校5年生の割合 1か月間に本を読まなかった中学校2年生の割合	小学5年生 23.7% 中学2年生 39.5%	小学5年生 24.2% 中学2年生 38.7%	小学5年生 23.0% 中学2年生 39.0%

No.	事業名	所管	事業概要
6	①年齢・成長発達に応じた図書の紹介	子ども政策課 子ども施設運営課	公立保育園、区立こども園、私立保育園、私立幼稚園で園だよりや保護者会等を通じて読み語りの楽しさや意義を保護者に伝えるとともに、子どもの年齢・興味・関心に合わせた図書の紹介をしていきます。
7	②小学生向け図書情報紙の配布	中央図書館	近年出版された児童書の中から、子どもの発達段階ごとに知識や読み物など複数の分野の本を紹介する「あつまれおもしろい本」を年1回作成し、読書に触れる機会を提供します。区立図書館で活用するとともに、区立小学校全生徒に配布します。
8	③ティーンズ向け図書情報紙の配布	中央図書館	児童書では物足りなく、一般書では自分にあったものが見つからない、という世代に向けて本を紹介する「ティーンズスコープ」を中学校の学校図書館と連携して作成し、読書離れが進む10代の読書活動を促進します。区立中学校全生徒に配布するとともに、区立図書館や区内の高等学校での活用を進めます。
9	④インターネットによる子ども・ティーンズ情報の提供	中央図書館	「あつまれおもしろい本」や「ティーンズスコープ」など中央図書館が発行する情報紙の内容をホームページに掲載しています。また、図書館のホームページ内にある「こどもページ」では年齢や成長に合わせた本の紹介やイベント情報を、「ティーンズコーナー」では新着本の紹介や定期的の特集を組むなど、継続して情報を発信していきます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
実施率	幼稚園（50 園）における実施率 （算出式 $A \div B$ ） A 実施園数、B 総園数	30.1%	40.0%	60.0%
	公立保育園、区立こども園、私立保育園（157 園）における実施率 （算出式 $A \div B$ ） A 実施園数、B 総園数	64.3%	77.1%	100%
発行部数	子ども達へのおすすめ本リスト「おもしろい本あつまれ」の発行部数	48,000 部	48,000 部	48,000 部
発行部数	ティーンズ向け図書情報誌「ティーンズスコープ」の発行部数	26,500 部	48,000 部	46,500 部
HP のアクセス件数	図書館ホームページ（こども・ティーンズコーナー）のアクセス件数	3,774 件	6,209 件	6,500 件

4 施策と事業

施策 1－4 本に親しみ、学ぶための学校図書館の充実と活用

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
小学生一人当たりの本の年間貸出数	学校図書館での小学生一人当たりの本の年間貸出数	30冊	41冊	36冊
中学生の学校図書館の利用割合	1か月の間に学校図書館を利用している生徒の割合 (重複あり 延べ利用者数÷生徒数)	141%	85.7%	170%

No.	事業名	所管	事業概要
10	①学校司書・学校図書館支援員の配置	教育政策課	全ての区立中学校に学校司書、小学校に学校図書館支援員を配置し、学校図書館の環境整備を行うとともに、教員が行う学校図書館を活用した児童・生徒の読書活動や学習活動を支援します。 〈取り組み内容〉 ア 学校図書館の環境整備 イ 授業における学校図書館活用の推進 ウ 読書活動の推進及び定着
11	②「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加	教育指導課	図書館の利活用を通じた児童・生徒の情報活用能力の育成を目ざし、授業の中で主体的な学習に取り組みます。児童・生徒が自ら学びたい課題を見出し、様々な資料を用いて調べ、まとめる学習の習慣化を図っていきます。そうした学習の延長線上で図書館を使った「調べる学習コンクール」への参加を促していきます。
12	③調べ学習用図書資料配送サービスの実施	中央図書館	区立小中学校の調べ学習のために、調べ学習用図書セットを準備し、区ホームページで申し込みを受け付けます。また、各学校で調べ学習用図書が借りやすいように調べ学習用図書の配送サービスを行います。 また、小中学校の教員を対象にアンケートを実施するなどニーズの把握を行い、図書セットの内容の充実を図ります。
13	④家庭への読書活動の推進	教育指導課	学校だよりや学校図書館だより等により読書の意義を伝えるとともに、学年に応じた図書を紹介しています。今後は内容の充実や学校ホームページへの掲載を検討し、保護者の読書への関心を深めます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
学 校 図 書 館 支 援 員 配 置 校の割合	学校司書配置の中学校の割合	100%	100%	100%
	学校図書館支援員週4日配置の小学校の割合	—	—	100%
参加者数	足立区の公立小中学校に在籍する児童・生徒を対象にした、「図書館を使った調べる学習コンクール」の小学校における参加者数・参加率（参加校数÷学校数）	新規	7,739 人 97.1%	8,000 人 100.0%
	足立区の公立小中学校に在籍する児童・生徒を対象にした、「図書館を使った調べる学習コンクール」の中学校における参加者数・参加率（参加校数÷学校数）	新規	2,493 人 77.1%	2,700 人 85.0%
図 書 資 料 の 配 送 回 数 ・ 冊 数	小学校における図書資料の配送回数・冊数・利用率（利用校÷学校数）	新規	174 回 6,617 冊 47.8%	200 回 8,000 冊 90%
	中学校における図書資料の配送回数・冊数・利用率（利用校÷学校数）	新規	17 回 585 冊 11.4%	100 回 1,000 冊 90%
配付校数	学校（学級）だより・学校図書館だより配付校数	95 校	103 校	103 校

4 施策と事業

施策の柱2 区民の読書に対する関心を高め支える環境の充実

施策2-1 区立図書館資料の充実と活用

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
区民一人当たりの図書資料貸出数	(算出式) $A \div B$ A 図書資料貸出数 B 足立区の総人口	4.8冊	4.5冊	6.0冊
展示コーナー(特集棚)の本の貸出率	時事に合わせた課題や地域課題を特集した、展示コーナーの本の貸出率	新規	145.0%	150.0%
電子書籍(「あだち電子図書館」)の貸出回数	電子書籍(「あだち電子図書館」)の貸出回数	—	13,680回	45,000回

No.	事業名	所管	事業概要
14	①図書資料の充実と選定方針の明確化	中央図書館	区立図書館の図書資料について、分野や利用者の年齢構成、時代の要請などを考慮して計画的な選定を進めます。資料は中央図書館で一括して選定し、効率的な収集に努めます。
15	③区立図書館展示コーナーの充実	中央図書館	15か所の区立図書館が、区民に読書や図書資料への関心を高めてもらうために、子どもたちの学校生活や子育て、仕事など、主に日々の暮らしに身近なテーマを取り上げ、各館ごとに工夫を凝らした展示を実施しています。 それぞれの区立図書館では、各館が工夫して特集への関心を高めてもらうための情報発信に努めます。また、ＩＣタグの活用により、複合施設内の図書館以外の場所を活用したアウトリーチ型の図書展示をさらに展開し、普段図書館を利用しない方にも本を手に取りやすい環境を整備していきます。
16	電子書籍(「あだち電子図書館」)の充実	中央図書館	足立区立図書館ホームページにウェブサイト上の「電子図書館」を設け、自宅のパソコンやスマートフォンから電子書籍が読めるようにすることで、「いつでも」「どこでも」「気軽に」読書が楽しめる環境を提供しています。 主なターゲット層などを踏まえて計画的に選書を行うとともに、紙の本とのバランスや電子書籍の普及状況に留意しながら、蔵書の充実を図ります。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
区民一人あたりの図書資料年間購入数	区民一人あたりの図書資料年間購入数	0.093 冊	0.088 冊	0.093 冊
実施回数	時事に合わせた課題や地域課題の特集展示の実施回数	1,283 回	1,305 回	1,500 回
蔵書数	電子書籍（「あだち電子図書館」）の蔵書数	—	3,022 冊	7,500 冊

4 施策と事業

施策２－２ 障がいや言語などにかかわらず読書に親しめる図書資料などの整備

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
障がい者向け図書資料宅配サービスの登録者数・貸出回数・貸出冊数	図書資料宅配サービスによる、貸出冊数	10人 23回 76冊	17人 114回 367冊	30人 200回 500冊
種類別（大活字本、外国語図書など）の貸出冊数	大活字本、外国語図書などの貸出冊数	22,443冊	22,241冊	29,000冊

No.	事業名	所管	事業概要
17	①障がい者向け図書資料宅配サービスの拡大	中央図書館	身体障がいなどの理由により図書館へ来館することが困難な方の読書活動を推進するため、電話や郵便、インターネットなどで申し込みを受け付け、希望の図書資料を宅配します。 利用対象者の拡大に合わせて利用者の増も図れるよう、関係団体や障がい者施設への聞き取り調査を実施し、使いやすいサービスに向けた改善を行います。
18	②読書が困難な方向けの様々な図書資料の整備	中央図書館	一般的な活字図書による読書が困難な方でも利用できるよう、大活字本、布絵本、LLブック、デージー（録音）図書、点字図書の収集や「りんごの棚」の整備を図るとともに、これらのサービスについての情報発信を行います。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
アクセス件数	区ホームページの該当ページへのアクセス件数	—	1,393 件	1,500 件
種類ごとの 年間購入数	大活字本の年間購入数【視覚・発達】	509 冊	248 冊	450 冊
	布絵本の年間購入数【視覚・発達・知的・肢体不自由】	新規	0 冊	30 冊
	LL ブックの年間購入数【発達・知的】	4 冊	10 冊	30 冊
	デージー図書の年間購入数【視覚・発達・知的・肢体不自由】	31 冊	12 冊	70 冊
	点字図書の年間購入数【視覚】	295 冊	151 冊	320 冊

(注)【 】内は、主に対象としている障がいの種別

4 施策と事業

施策2-3 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
読書に関心のある区民の割合	区の世論調査にて、読書に関心があると回答した方の割合	55.2%	53.2%	65.0%
1か月に本を読んだ区民の割合	3計画アンケートにて、本を読むと回答した方の割合	54.3%	52.9%	60.0%
人口に占める登録者割合	(算出式) $A \div B$ A 区立図書館登録者数計 B 足立区の総人口	26.1%	23.9%	35.0%
図書貸出冊数	区立図書館における図書貸出冊数	3,146,503冊	2,940,503冊	3,232,000冊
Webを活用した図書の予約貸出冊数	パソコンやスマートフォン等インターネットを活用した、図書の予約貸出冊数	684,099冊	781,795冊	888,000冊

No.	事業名	所管	事業概要
19	①誰もが利用しやすい図書館の環境整備	中央図書館	書架の高さや配置、閲覧コーナー設置などを工夫し誰もが利用しやすい空間づくりを進めます。また、乳幼児コーナーを充実し、「あかちゃんタイム」の啓発などを通じて小さな子ども連れでも利用しやすい環境を作ります。 ICタグの導入に合わせ、複合施設の機能を活かして、図書館以外の場所を活用したアウトリーチ型の展示や子どもの居場所づくりなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。 また、利用者の利便性向上を図るため、図書館システムと電子図書館システムの機能連携や、図書貸出カードの電子化など、図書館サービスのデジタル化に努めます。
20	②図書受渡窓口の充実・図書資料返却ボックスの設置	中央図書館	商業施設内など利便性の高い場所への図書資料返却ボックスの設置を図ります。また、駅の近くなどで図書館やインターネットで予約した図書資料等の貸出・返却、個人貸出カードの作成等ができる図書受渡窓口の拡大を検討します。
21	③インターネット環境も活用した図書館情報の発信	中央図書館	図書館や本の情報を掲載した図書館だより「かけはし」の発行に加え、ウェブサイトやSNSを活用した情報の発信も行います。 図書館システムには特集本や新着本のご紹介とともに、ご希望の新着本をメールでお知らせする「新着図書お知らせメールサービス」機能があります。気軽に本の情報を得るツールとして利用者へのPRを進めていきます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
来館者数	区立図書館における来館者数 ※行政評価指標（4168 図書館管理事務）	2,731,936 人	2,137,742 人	2,806,000 人
図書貸出冊数	図書受渡窓口における、図書貸出冊数	188,321 冊	166,438 冊	258,000 冊
設置数	商業施設等へのブックポスト設置数	—	—	3か所
配布部数	図書館だより「かけはし」の配布部数	14,400 部	10,462 部	14,400 部
HP のアクセス件数	図書館トップページのアクセス件数	1,507,550 件	1,760,750 件	1,800,000 件
SNS のアクセス件数	図書情報やイベント情報を発信した、SNSのアクセス件数	479,971 件	788,398 件	800,000 件

4 施策と事業

施策２－３ 区立図書館などの空間、サービス、情報発信の充実

No.	事業名	所管	事業概要
22	④ 地域学習センターミニコミ紙の配布	生涯学習支援課	毎月発行の学習センターミニコミ紙に図書館の最新情報を掲載しています。幅広い人々に手に取ってもらえるよう、各施設や駅構内、商業施設など公共施設以外にも設置します。
23	⑤ 綾瀬小学校学校図書館地域開放事業		地域の子どもに「本と出会える場所」を提供し、子どもの頃からの読書習慣の定着を図るため、乳幼児とその保護者、小学生を対象に、土曜日・日曜日・祝日と夏休み・春休み期間の一部に区立綾瀬小学校の学校図書館を地域に開放します。 子どもの頃から身近に、気軽に本にふれるためのきっかけづくりの場として、声を出してもいい、本を読まなくても楽しめるなど、区立図書館とは異なる視点で、事業内容や情報発信の強化を図っていきます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
配布部数	図書館の最新情報等を掲載した、地域学習センターミニコミ紙の配布部数	504,000 部	514,800 部	504,000 部
利用者数	1日あたりの平均利用者数	—	—	70 人
貸出冊数	1日あたりの平均貸出冊数	—	—	80 冊

4 施策と事業

施策の柱3 読書活動を通じた人と人とのつながりの形成

施策3-1 読書活動にかかわる人材の育成と団体の支援

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
読み語り講座等の参加者のうち読書推進活動に参加希望する方の割合	読み語り講座等の参加者のうち、アンケートで「読書推進活動に携わりたい」と回答した方の割合	新規	71.0%	75.0%
図書資料の団体貸出点数	図書資料の団体（ボランティア団体、区立小中学校等）への図書資料貸出点数	ボランティア団体 878点	ボランティア団体 900点	ボランティア団体 1,000点
		その他 119,962点	その他 226,301点	その他 229,000点
		合計 120,840点	合計 227,201点	合計 230,000点

No.	事業名	所管	事業概要
24	①読み語り講座（入門、フォローアップ）の実施	中央図書館	区内各地域で絵本の読み語り活動が活発に行われるよう、読み語りの入門やフォローアップの講座を開催します。受講した方には講座終了後、各ボランティア団体などを紹介して、実際の活動へとつなげていきます。
25	②団体登録者に対する団体貸出の利用促進	中央図書館	区立小中学校やボランティア等の団体登録者に対して、貸し出す図書資料の対象範囲の拡大や、インターネットを通じた図書資料の予約受付の開始など、環境整備を図ってきました。 今後は、小中学校向けの調べ学習用図書セットの内容の充実等を通じて、引き続き団体貸し出しの利用促進を図っていきます。
26	③あだち絵本シアター（子どもへの読み語りと読み語り人材の育成）	中央図書館 住区推進課	読み語りのイベントを通じて、子どもには絵本の楽しさを、大人には読み語りの大切さを伝えます。また、民間事業者と連携して読み語り講座を開催するとともに、子育てサロン、児童館や商業施設での読み語りイベントで実践の場を提供し、人材の育成と活動の循環を目指します。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
実施回数・参加者数	入門講座の実施回数・参加者数 《【】内は参加者数》 ※行政評価指標（4177 読書活動推進事業）	2回 【48人】	2回 【34人】	2回 【50人】
	フォローアップ講座の実施回数・参加者数 《【】内は参加者数》 ※行政評価指標（4177 読書活動推進事業）	4回 【56人】	2回 【50人】	5回 【90人】
登録数	団体登録の登録数	2,586 団体	2,732 団体	3,000 団体
参加者数	読み語りイベントの実施回数・参加者数	5回 【396人】	2回 【55人】	5回 【1,000人】
	読み語り講座の実施回数・参加者数	1回 【11人】	2回 【32人】	2回 【50人】

4 施策と事業

施策3-2 読書活動推進のための多様な連携と協創の推進

成果指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
3分野連携事業への参加により、新たに読書を始めた区民の割合	3分野連携事業の参加者アンケートにおいて、「定期的ではないが読書をしています。」以上を選んだ区民の割合 ※行動変容ステージモデル…「無関心期」「関心期」「準備期」「実行期」「維持期」で構成	—	75.7%	83.0%

No.	事業名	所管	事業概要
27	①文化・読書・スポーツ活動協創推進事業 「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」	地域文化課 生涯学習支援課 スポーツ振興課 中央図書館	より多くの区民が文化・読書・スポーツの楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きることができるよう、各分野相互の連携事業として、地域学習センターを中心に「ちょいスポ」「ちょい読み」「ちょいカル」を展開していきます。 例えば、「ちょい読み」では、ヨガやピラティスなどの運動系講座の中でスポーツ関連のおすすめ本を紹介しています。
28	②アウトリーチ事業	中央図書館	図書館を利用しない人、読書に関心がない人に向けて、まちで本にふれ読書の楽しさを知る場を提供していくために、協創力を発揮して民間施設や出版社、書店などと連携した活動を実施していきます。 また、文化芸術分野の劇場公演と読み語りイベントの連携など、他の分野をきっかけに読書への関心・行動につながる事業を展開していきます。

活動指標	指標の定義	H30 策定時	R3 現状値	R8 目標値
実施回数 参加者数	分野間で連携した、協創推進事業の年間の総実施回数 《【 】は参加者数》	—	752回 【5,954 人】	3,360回 【33,600 人】
実施回数 参加者数	図書館にこない人・来られない人に対して実施した読 書活動推進事業の回数	新規	10 回 【620 人】	60 回 【1,800 人】

第6章 資料編

1 関連する国等の動向

(1) 図書館法

図書館法は、図書館が国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、図書館の設置・運営に関して規定した法律です。同法では図書館を、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義しています。また、公立図書館に関しては「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」という無料原則が示されています。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」読書活動を、子どもたちが自主的に行うことができるよう、国、地方公共団体、事業者、保護者等の役割を示しています。国においては同法に基づく計画が策定されており、都道府県及び市区町村においても計画策定が努力義務となっています。

(3) 学校図書館法

学校図書館法は、学校図書館の設置・運営について規定する法律として昭和28年に成立しました。同法では学校図書館を「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」と捉えています。

成立当初から、教諭が兼任する司書教諭については役割等を明記されていました。また学校司書については平成26年の改正において規定され、設置が努力義務となっています。

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律は、障害者基本法の基本的な理念や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の目的等を踏まえて、令和元年に成立しました。

同法は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。

（５）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、文部科学大臣及び厚生労働大臣の共同で令和2年に策定されました。

同計画の策定にあたっては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第18条に基づき、協議の場を設置し、当事者団体や事業者団体等の関係する方々の意見聴取・議論を踏まえて策定することとされています。

（６）第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」

第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、文部科学省が、令和5年度から令和9年度までの5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針を定めた計画です。

同計画では、小学生から高校生までの各学校段階における不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）は依然として高い現状が示されています。

また、急激に変化する時代において、必要とされる資質や能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠と位置づけ、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の4つの基本的方針「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機械の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもたちの視点に立った読書活動の推進」を掲げ、社会全体で子どもの読書活動を推進するとされています。

（７）新学習指導要領

令和2年度から段階的にスタートした新しい学習指導要領では、言語能力の育成において、「多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にする」読書に対して期待が示されています。

また、学校図書館に対しては、新たに示された「主体的・対話的で深い学び」の実践や、情報活用能力の育成が求められています。

（８）学校図書館の充実方策

学校図書館については、学校図書館法にて学校司書を明記した平成26年以降、その充実について文部科学省において検討が進められています。平成28年には同省が招集した研究会において「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」がまとめられました。

同報告では、従来から提唱されてきた「読書センター」「学習センター」「情報センター」という学校図書館の役割を踏まえ、言語能力や情報活用能力等の育成を支え、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割が重視されました。この報告を踏まえ、文部科学省では、学校図書館を整備充実を図るガイドラインと、学校司書育成のためのモデルカリキュラムを策定しています。

2 関連条例等

(1) 足立区立図書館条例

(設置)

第1条 足立区立図書館（以下「図書館」という。）を次のように設置する。

名称		位置	
中央図書館	足立区立中央図書館 （東京電機大学内足立区立 図書館図書受渡窓口）	足立区千住五丁目 13 番 5 号 （足立区千住旭町 5 番）	
地域館	足立区立花畑図書館	足立区花畑四丁目 16 番 8 号	
	足立区立竹の塚図書館	足立区竹の塚二丁目 25 番 17 号	
	足立区立やよい図書館	足立区中央本町三丁目 15 番 1 号	
	足立区立東和図書館	足立区東和三丁目 12 番 9 号	
	足立区立佐野図書館	足立区佐野二丁目 43 番 5 号	
	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目 3 番 26 号	
	足立区立保塚図書館	足立区保塚町 7 番 16 号	
	足立区立江北図書館	足立区江北三丁目 39 番 4 号	
	分館	足立区立江南コミュ ニティ図書館	足立区小台二丁目 4 番 18 号
		足立区立新田コミュ ニティ図書館	足立区新田二丁目 2 番 2 号
	足立区立興本図書館	足立区興野一丁目 18 番 38 号	
	足立区立伊興図書館	足立区伊興二丁目 4 番 22 号	
	足立区立鹿浜図書館	足立区鹿浜六丁目 8 番 1 号	
	足立区立梅田図書館	足立区梅田七丁目 13 番 1 号	

(目的)

第2条 図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち規則で定める事業を実施するものとする。

- (1) 別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。
- (2) 総合的な資料案内及び読書相談
- (3) 読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催

2 関連条例等

(4) 他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。

(5) 足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める団体登録をした団体への支援

(6) その他図書館の目的達成に必要な付帯事業

（開館時間及び休館日）

第4条 開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めたときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、次条第1項の規定により図書館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（指定管理者による管理）

第5条 図書館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により図書館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第7条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第19条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第8条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業（教育委員会が別に定めるものを除く。）

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営に必要と認める業務

（管理の基準）

第9条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び図書館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、図書館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復の義務）

第10条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第11条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者評価委員会への諮問）

第12条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（平成11年12月27日条例第45号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月29日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年10月23日条例第66号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定（第4条（同条第2項ただし書を除く。）及び第5条から第7条までに係る部分に限る。）並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月28日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日条例第11号）

2 関連条例等

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 18 日条例第 12 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

付 則（平成 30 年 10 月 22 日条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年 10 月 23 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

図書館資料	中央館	地域館
図書資料	○	○
録音テープ	○	
その他の視聴覚資料（ビデオテープ、CD、DVD 等）	○	○

備考 図書館は、○を付した図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供する。

別表第 2（第 4 条関係）

館	開館時間	休館日
中央館 （受渡窓口を除く。）	午前 9 時から午後 8 時まで 12 月 28 日及び 1 月 4 日は 午前 9 時から午後 5 時まで	1 12 月 29 日から同月 31 日まで 2 1 月 1 日から同月 3 日まで 3 館内整理日 毎月末日（12 月を除く。） ただし、3 月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。

		4 特別整理期間 年間 15 日以内 5 館内消毒日 年間 2 日以内 6 設備等の保守点検日 年間 12 日以内
地域館	午前9時から午後8時まで 12月28日及び1月4日は 午前9時から午後5時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月3日まで 3 館内整理日 毎月末日（12月を除く） ただし、3月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。 4 特別整理期間 年間 15 日以内 5 館内消毒日 年間 2 日以内 6 設備等の保守点検日 年間 6 日以内
受渡窓口	午前9時から午後8時まで	1 日曜日 2 休日 3 12月29日から同月31日まで 4 1月2日から同月4日まで

3 区立図書館及び図書受渡窓口

3 区立図書館及び図書受渡窓口

■図表● 区立図書館・図書受渡窓口マップ



4 計画改定の経緯

(1) 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会

		日 程	議 題
令和2年度	第1回	11月24日（火）	1 委嘱状交付等 2 区長あいさつ 3 委員・事務局等の紹介 4 区長あいさつ 5 文化・読書・スポーツ推進委員会の進め方について 6 個別計画の概要説明について
	第2回	4月30日（金） ※書面開催	1 今後の進め方について 2 第1回部会（令和3年2月）における意見の共有について 3 令和2年度3分野連携事業の実施報告について
令和3年度	第3回	8月27日（金）	1 今後の進め方について 2 文化・読書・スポーツに関するアンケートについて 3 各部会における助言の共有について 4 3分野連携事業の進捗状況について
	第5回	4月27日（水）	1 今後の進め方について 2 令和3年度助言に対する反映結果報告について 3 文化・読書・スポーツに関するアンケートについて 4 令和3年度3分野連携事業の実施について
令和4年度	第6回	8月29日（月）	1 今後の進め方について 2 各部会における評価の共有について 3 3分野計画改定の考え方について 4 3分野連携事業の進捗状況について

4 計画改定の経緯

(2) 読書部会

		日 程	議 題
令和2年度	第1回	2月4日(木)	1 部会長あいさつ 2 今後の部会の進め方 3 足立区読書活動推進計画について
	第2回	6月21日(月)	1 委嘱状交付 2 足立区読書活動推進計画について
令和3年度	第3回	7月12日(月)	1 今後の部会の進め方 2 ヒアリングの実施 3 その他
	第4回	7月30日(金)	1 今後の部会の進め方 2 施策評価シートへの助言のまとめ 3 部会意見の総括に関する意見交換
令和4年度	第5回	6月27日(月)	1 今後のスケジュール 2 足立区読書活動推進計画について
	第6回	7月11日(月)	1 今後の部会の進め方 2 ヒアリングの実施
	第7回	8月1日(月)	1 今後の部会の進め方 2 施策評価シートへの評価まとめ 3 部会意見の総括に関する意見交換

(3) 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例

(設置)

第1条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画(以下「3分野計画」という。)の進行を一体的に管理し、及び評価するとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ(学校における体育に関することを除く。以下同じ。)を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 3分野計画の進行の管理及び評価に関する事項
- (2) その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員16名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 5 委員会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第7条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 計画改定の経緯

(守秘義務)

第9条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(4) 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会名簿

委員区分	氏名	役職・団体等	部会
学識経験者	岩永 雅也	放送大学 学長	—
学識経験者	西岡 龍彦	東京藝術大学 名誉教授	文化芸術
区議会議員	ぬかが 和子 ※1 中島 こういちろう ※4		文化芸術
	中野 哲夫	株式会社東急文化村 代表取締役社長	文化芸術
	傍嶋 賢	SOBAJIMA STUDIO 代表	文化芸術
	葛西 啓之	株式会社いのちとぶんか社 代表取締役社長	文化芸術
学識経験者	原田 隆史	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	読書
区議会議員	水野 あゆみ ※2 大竹 さよ子 ※3		読書
	吉満 明子	株式会社センジュ出版 代表取締役	読書
	田口 幹人	合同会社未来読書研究所 代表	読書
	沢井 範子	伊興保育園長	読書
学識経験者	藤後 悦子	東京未来大学 こども心理学部 教授	運動・スポーツ
区議会議員	くじらい 実 ※1 岡田 将和 ※4		運動・スポーツ
	栢山 猛	株式会社サンベルクスホールディングス スポーツクラブ事業部 事業部長	運動・スポーツ
	原 則子	足立区視力障害者福祉協会 理事	運動・スポーツ
	阿部 恵美	足立区肢体不自由児者父母の会	運動・スポーツ

※1：令和2年11月から令和5年5月

※2：令和2年11月から令和3年5月、令和4年6月から令和5年11月

※3：令和3年6月から令和4年5月 ※4：令和5年6月から令和5年11月

5 計画改定に向けての調査事項

5 計画改定に向けての調査事項

(1) 文化・読書・スポーツに関するアンケート調査

ア 調査目的

令和4年度に実施する3分野計画の中間検証に向けた基礎調査として、文化・読書・スポーツの各分野における関心や行動の実態と、関心喚起や行動変容のきっかけや課題を把握する。

イ 調査対象、方法、回収状況

No.	対象	方法	配付数	回答数	回答率
1	16歳以上の一般区民	郵送・WEB	8,000件	2,849件※1	35.6%
2	障がい者（団体を通じて調査）		200件	98件※2	49.0%
3	区立小学校（一部）に在籍する 小学5年生の保護者・児童	学校 経由	643件	559件	86.9%
4	区立中学校（一部）に在籍する 中学1年生の保護者・生徒		753件	605件	80.3%

※1 一般区民の回答（2,849件）の内訳： 郵送：2,270件（28.4%）／WEB：579件（7.2%）

※2 障がい者の回答（98件）の内訳： 郵送：90件（45.0%）／WEB：8件（4.0%）

ウ 調査期間

No.	期間
1	令和3年10月21日（木）～11月12日（金）
2	令和3年11月22日（月）～12月24日（金）
3・4	令和3年10月18日（月）～11月1日（月）

書 名：足立区読書活動推進計画
発 行：足立区
発行年月日：令和6年3月
編 集：足立区地域のちから推進部 中央図書館
東京都足立区千住五丁目13番5号
5813-3749